岡崎市火葬場整備運営事業

提案審査

様式集

平成 25 年４月５日

岡崎市

目　　次

■作成要領……...1

1　基本事項……...1

2　提出書類……...1

3　記載内容……...4

①　提案審査に関する提出書類

②　提案価格に関する提出書類

③　設計図書

④～⑥　各業務等に関する提案書

■作成要領

1　基本事項

⑴　全般

・　提案審査様式集（以下「本様式集」という。）で提案・提示を求めているすべての事項に関して記述すること。

・　各提案について、明確、かつ具体的に記述すること。

・　造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。

・　提案書類に用いる言語は日本語、単位は SI 単位、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。

・　他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当する様式番号を記入すること。

・　本様式集に様式の指定があるものは、それに従い、共通の様式となっているものは、本様式集に記載のある共通様式に従うこと。

・　本様式集に枚数の指定があるものは、それに従うこと。「必要枚数」とある場合は、なるべく簡潔にまとめること。

⑵　書式等

・　各提出書類で使用する文字の大きさは、10 ポイント以上（図表は除く）とすること。また、左右に 15mm 以上の余白を設定すること。

・　提出書類の１項目が複数ページにわたる時は、左上の様式番号の次に番号を振ること。
例）様式○－○（１／２）

・　使用ソフトは、Microsoft Word 又は Excel、JWCAD（それ以外については、dxf 変換を行うこと）を使用すること。

2　提出書類

本様式集「３　記載内容」に従って記載し、次の書類を提出すること。

＜提案書に関する提出書類＞

書類名	様式番号	部数	提出方法
①提案審査に関する提出書類			
提案審査書類提出書	１－１	正１部	クリアファイルに挿入
要求水準に関する誓約書	１－２	正１部	
要求水準セルフチェックシート	１－３	正１部 副 19 部	左上綴じ、Ａ４判折りし、様式１－１、１－２にすべて添付
②価格提案に関する提出書類			
提案価格書	２	正１部	封筒に封入
③設計図書	３～３－14	正１部 副 19 部	Ａ３判パイプ式ファイル綴じ

書類名	様式番号	部数	提出方法
④設計・建設業務に関する提案書	４～４－14	正１部 副 19 部	Ａ４判パイプ式 ファイル綴じ
⑤維持管理・運営業務に関する提案書	５～５－13		
⑥事業計画に関する提案書	６～６－10		
⑦電子データ	－	３部	④の正本・副本 No１に添付

⑴　様式

・　本様式集「３　記載内容」にある様式タイプが「指定」とあるものは、本様式集の指定の様式を用いること。

・　本様式集「３　記載内容」にある様式タイプが「共通」とあるものは、指定の用紙サイズのものを用い、本様式集「３　記載内容」にある「様式番号」、「項目名」等を明記すること。

・　「③設計図書」、「④設計・建設業務に関する提案書」、「⑤維持管理・運営に関する提案書」及び「⑥事業計画に関する提案書」については、各様式の右下の登録番号欄に、参加資格確認通知書に記載されている登録番号を記入すること。

・　設計図面は、JIS の建築製図通則に従って作成すること。

⑵　企業の商号又は名称の記載について

・　様式１－１、１－２、２については、構成員・協力企業の商号又は名称を記載すること。

・　「③設計図書」、「④設計・建設業務に関する提案書」、「⑤維持管理・運営に関する提案書」及び「⑥事業計画に関する提案書」は、正本・副本とも、構成員・協力企業についてのみ設計企業Ａ、建設企業Ｂ等に置き換えるものとし、その対応表（様式任意）を正本の最初のページに綴じ込むこと。

＜企業の商号又は名称の記載有無＞

書類名	様式番号	企業名等の記載	
		正本	副本
①提案審査に関する提出書類			
提案審査書類提出書	１－１	○	
要求水準に関する誓約書	１－２	○	
要求水準セルフチェックシート	１－３	グループ名	登録番号
②提案価格に関する提出書類			
提案価格書	２	○	
③設計図書	ファイル表紙	グループ名	登録番号
	企業名対応表	有	無
	３－１～３－14	×	×
④設計・建設業務に関する提案書	ファイル表紙	グループ名	登録番号
	企業名対応表	有	無
	４－１～４－14	×	×
⑤維持管理・運営業務に関する提案書	ファイル表紙	グループ名	登録番号
	企業名対応表	有	無

書類名	様式番号	企業名等の記載	
		正本	副本
	５－１～５－13	×	×
⑥事業計画に関する提案書	ファイル表紙	グループ名	登録番号
	企業名対応表	有	無
	６－１～６－10	×	×
⑦電子データ	タイトル面	グループ名	登録番号

⑶　提出方法

・　「提案価格書」は、封筒に入れ、封筒の表面に、「提案価格書」（朱書き）、事業名及び登録番号を記載すること。

・　「③設計図書」はＡ３判横型左綴じパイプ式ファイルに綴じること。

・　「④設計・建設業務に関する提案書」、「⑤維持管理・運営に関する提案書」及び「⑥事業計画に関する提案書」はＡ４判縦型左綴じパイプ式ファイルに綴じることとし、Ａ３判の様式については、Ａ４判に折り込むこと。

・　「③設計図書」、「④設計・建設業務に関する提案書」、「⑤維持管理・運営に関する提案書」及び「⑥事業計画に関する提案書」は、それぞれのファイルの表紙に「岡崎市火葬場整備運営事業　設計図書（もしくは〇〇に関する提案書）」と記入し、次に示すラベルを背表紙下隅に添付すること。また、各書類にインデックスを付けること。

正本の場合

正本
〇〇（グループ名）

副本の場合

副本　〇／19
登録番号：〇〇

・　「⑦電子データ」は、「③設計図書」、「④設計・建設業務に関する提案書」、「⑤維持管理・運営に関する提案書」及び「⑥事業計画に関する提案書」の作成データを保存すること。なお、Microsoft Excel 形式の電子データは出来るだけ計算式がわかるようにする他、JWCAD 及び dxf 変換したファイルについては、別途 PDF 形式も提出すること。また、当該電子媒体には、事業名と、正本にはグループ名、副本には登録番号を明記すること。

３　記載内容

様式番号（※１）	項目名	記載事項及び留意点	様式ﾀｲﾌﾟ（※２）	用紙ｻｲｽﾞ（※３）	枚数制限（※４）
①　提案審査に関する提出書類					
１－１	提案審査書類提出書	様式に従って記載すること。	指定	Ａ４	２
１－２	要求水準に関する誓約書	様式に従って記載すること。	指定	Ａ４	１
１－３	要求水準セルフチェックシート	様式に従って記載すること。	指定	Ａ３	10
②　提案価格に関する提出書類					
２	提案価格書	様式に従って記載すること。	指定	Ａ４	１
③　設計図書					
３	表紙	様式に従って記載すること。	共通（表紙）	Ａ３	１
３－１	全体配置図[S=1/500]	次の内容を記載すること。 ・建築物、付帯施設等の配置及び主要寸法 ・車両出入口、駐車場、駐輪場の配置及び車両軌跡 ・人（会葬者、動物炉利用者）及び車の動線計画 ・外構計画、植栽計画	共通	Ａ３	２
３－２	各階平面図（各階、屋上階又は屋根伏せ図）[S=1/300]	次の内容を記載すること。 ・建築物の主要な寸法、各諸室の床面積 ・葬送動線、運営動線、管理動線	共通	Ａ３	各階１
３－３	立面図[S=1/200]	２面以上作成すること。	共通	Ａ３	１
３－４	断面図[S=1/200]	２面以上、次の断面が分かるものとすること。 ・炉室、炉前ホール ・待合室	共通	Ａ３	１
３－５	火葬炉計画（縮尺適宜）	平面図、立面図、断面図、各設備説明図、フロー図（排ガス処理等の流れが分かるもの）等	共通	Ａ３	２
３－６	設備計画	次の設備について、採用予定の機器やシステム、系統などを記載すること。 ・電気設備計画 ・換気・空調設備計画 ・給排水設備計画 ・各種設備諸元表他	共通	Ａ３	３
３－７	設計概要・面積表	様式に従って記載すること。	指定	Ａ３	２
３－８	仕上表	様式に従って記載すること。	指定	Ａ３	必要枚数
３－９	備品等リスト	様式に従って記載すること。	指定	Ａ３	必要枚数
３－10	外観透視図	次の図面を作成すること。 ・外観鳥瞰図 ・外観アイレベル図	共通	Ａ３	２
３－11	内観透視図	次の諸室について作成すること。また、その他必要な諸室について、適宜作成すること。 ・告別室 ・炉前ホール ・待合室 ・収骨室	共通	Ａ３	必要枚数
３－12	工程計画図	仮設付帯施設等の準備工事、本体建設工事、外構整備工事等、各施工ステップ段階に応じた	共通	Ａ３	１

様式番号（※１）	項目名		記載事項及び留意点	様式ﾀｲﾌﾟ（※２）	用紙ｻｲｽﾞ（※３）	枚数制限（※４）
			工事区域（工事車両動線等を含む）がわかるように工程計画図を作成すること。			
３－13	工程表		設計･建設のスケジュールを作成すること。本業務において特徴的な事項や工程上の重要なポイントを記載すること。	共通	Ａ３	1
３－14	仮設待合室計画図（仮設待合室を設置する場合）		次の内容を記載すること。 ・平面図（各階）［S=1/200］ ・立面図（１面）［S=1/200］ ・断面図（１面）［S=1/200］ ・設備計画図（電気、換気・空調、給排水他） ・設計概要・面積表 ・仕上表 ・備品等リスト ・外観透視図（1 面） ※仮設待合室を設置しない場合は、「設置なし」と記載して提出すること。 ※設計概要・面積表、仕上表及び備品等リストは様式３－７、３－８及び３－９と参考に作成すること。	共通	Ａ３	3
④　設計・建設業務に関する提案書						
4	表紙		様式に従って記載すること。	共通（表紙）	Ａ４	1
４－１	配置計画、動線及び外構計画	外部動線計画	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・一般会葬者の流れ、動物炉利用者との区分、歩車分離 ・霊柩車、会葬者、動物炉利用者、葬祭業者、事業者職員等の車両動線	共通	Ａ４	1
４－２		外観、施設配置計画、外構計画	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・火葬場にふさわしく、日照や周囲の景観に配慮した意匠 ・会葬者等の利便性やニーズ、動線に配慮した施設配置やアプローチ回り ・敷地形状・地質条件を踏まえた外構整備	共通	Ａ４	1
４－３	施設整備計画	ゾーニング計画､内部動線計画	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・会葬者に対する分かりやすさ、プライバシーの配慮 ・維持管理スペースの確保 ・利便性を考慮した各室の配置・規模	共通	Ａ４	2
４－４		厳粛性、快適性、機能性	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・厳粛性のある空間構成や内装、仕上げ等の室内意匠 ・施設からの眺望について（※配慮した場所や眺望イメージ図を作成すること。） ・会葬者等の快適性に配慮した設備や備品等 ・諸室及び各設備の機能性（床・可動間仕切り等）	共通	Ａ４	3
４－５		施設及び設備のメンテナンス性	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・メンテナンスの容易性・経済性・安全性等を考慮した施設や設備 ・耐用年数を踏まえた材料の選択や施設保全を考慮した設計	共通	Ａ４	1

様式番号（※１）	項目名		記載事項及び留意点	様式ﾀｲﾌﾟ（※２）	用紙ｻｲｽﾞ（※３）	枚数制限（※４）
４－６		ユニバーサルデザイン	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・利便性、安全性に配慮した施設や設備 ・わかりやすい誘導表示	共通	Ａ４	1
４－７	火葬炉設備計画	火葬炉の性能	次の点について記載すること。 ・主燃料炉の燃焼効率、再燃焼炉のばい煙・臭気の除去に必要な滞留時間、燃焼温度及び燃焼効率等 ・有害物質や臭気の除去方法（高温ガスの処理、集じん装置、触媒装置の性能等）	共通	Ａ４	2
４－８		運転操作性、維持管理性、更新性等	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・操作性や維持管理に配慮した火葬炉の構造・配置計画 ・将来の更新に配慮した火葬炉機器の仕様や配置	共通	Ａ４	1
４－９		安全対策、非常時の対応	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・火葬炉運転職員に対する安全対策 ・停電時の火葬炉制御システムのバックアップについて ・停電等故障時における排気手段とその環境対策等	共通	Ａ４	1
４－10	運営支援設備計画		次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・導入を予定している運営・支援システム（予約受付を含む）の概要 ・利便性や情報管理の安全性 ・システムの改修、更新への配慮 ・故障時・非常時の対応方法	共通	Ａ４	2
４－11	環境への配慮		次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・施設のライフサイクルコスト低減を踏まえた環境負荷低減対策 ・電灯や換気設備等の省エネルギー設備について	共通	Ａ４	2
４－12	防災計画		次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・発電設備の概要 ・大規模災害時に稼働する設備について ・発電設備の能力及び算定根拠 ・設備等の耐震対策 ・避難経路	共通	Ａ４	1
４－13	施工計画		次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・工程管理・工法とその経済性、効率性 ・工事工程の周知や安全対策 ・工事期間中の既存施設利用者等への配慮 ・工事期間中の車両導線、駐車場計画 ・（仮設待合室を設置する場合）仮設待合室の施設計画	共通	Ａ４	2
４－14	施設整備費等見積書		様式に従って記載すること。	指定	Ａ４	必要枚数
⑤　維持管理・運営業務に関する提案書						
5	表紙		様式に従って記載すること。	共通（表紙）	Ａ４	1
５－１	維持管理体制		次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。	共通	Ａ４	1

様式番号（※１）	項目名		記載事項及び留意点	様式ﾀｲﾌﾟ（※２）	用紙ｻｲｽﾞ（※３）	枚数制限（※４）
			・業務遂行についての基本的な考え方 ・実施体制図（責任者の明示、配置人数、経験・資格等）			
５－２	維持管理計画	維持管理の個別業務（火葬炉以外）	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・維持管理項目、頻度等 ・良好な施設・設備の水準を保つための方法	共通	Ａ４	２
５－３	維持管理計画	火葬炉の維持管理計画	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・維持管理項目、頻度等 ・良好な施設水準を保つための方法 ・異常時についての排ガスへの対応 ・排ガス類の目標レベルと維持方法	共通	Ａ４	１
５－４	維持管理計画	施設の長寿命化、大規模修繕、長期の修繕計画や引渡し方法	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・予防保全、計画修繕に基づいた点検・保守、修繕計画 ・事業期間後まで考慮した長期の修繕計画 ・事業終了時の円滑な業務引継ぎの方策	共通	Ａ４	２
５－５	運営体制	実施体制、人員配置等	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・業務遂行についての基本的な考え方 ・維持管理業務との連携 ・実施体制図（責任者の明示、配置人数、経験・資格等） ・火葬集中時の勤務体制 ※別途添付資料として、各業務の人員体制が明確に分かる火葬ダイヤグラムを、次のパターンで作成すること（様式任意、各１枚）。 ・12 件／日の場合 ・24 件／日の場合	共通	Ａ４	１
５－６	運営体制	非常時の運営体制･対応	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・非常時の体制、火葬ダイヤグラムの考え方	共通	Ａ４	１
５－７	運営計画	運営の個別業務	運営の個別業務について、次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・業務内容、良好なサービス水準を保つための方法 ・物品販売の内容・方法	共通	Ａ４	２
５－８	運営計画	ミス･トラブルの未然防止策やセルフモニタリング	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・運営上のミス・トラブルの抽出及びその予防対策 ・職員教育・研修 ・セルフモニタリングの方針、体制、内容、頻度等 ・市のセルフモニタリングに対する支援・協力及び業務改善方策	共通	Ａ４	２
５－９	運営計画	光熱水費や使用燃料の節約方法	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・使用燃料の削減策（数値目標の設定、達成方法・工夫等）	共通	Ａ４	１
５－10	光熱水費等積算書（参考）		様式に従って記載すること。	指定	Ａ３	１
５－11	維持管理費内訳書		様式に従って記載すること。	指定	Ａ３	必要枚数

様式番号（※１）	項目名		記載事項及び留意点	様式ﾀｲﾌﾟ（※２）	用紙ｻｲｽﾞ（※３）	枚数制限（※４）
５－12	維持管理費内訳書（修繕及び更新費）		様式に従って記載すること。	指定	Ａ３	必要枚数
５－13	運営費内訳書		様式に従って記載すること。	指定	Ａ３	必要枚数
⑥　事業計画に関する提案書						
6	表紙		様式に従って記載すること。	共通（表紙）	Ａ４	1
６－１	基本方針		次の点に留意して、記載すること。 ・市の事業目標を踏まえた基本方針 ・本事業の実施体制図（構成員・協力企業、役割、関連性） ・事業スキーム構築の考え方	共通	Ａ４	2
６－２	長期収支の安定性	財務の健全性・安定性	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・資金調達計画（出資計画、融資等）の考え方 ・長期収支計画（利益水準、配当政策等）の考え方 ※金融機関から関心表明書等（様式任意）を受領している場合は、写しを添付すること。 ・資金管理方法の考え方 ・財務モニタリングの考え方 ・資金不足発生時の対応策	共通	Ａ４	2
６－３		資金調達計画表	様式に従って記載すること。	指定	Ａ４	必要枚数
６－４		サービス購入料Ｂの支払計画表	様式に従って記載すること。	指定	Ａ３	1
６－５		サービス購入料Ｄの支払計画表	様式に従って記載すること。	指定	Ａ３	1
６－６		サービス購入料Ｅ・Ｆの支払計画表	様式に従って記載すること。	指定	Ａ４	必要枚数
６－７		長期収支計画表	様式に従って記載すること。	指定	Ａ３	1
６－８	リスク管理		様式に従って記載すること。	指定	Ａ４	5
６－９	地域や社会への貢献	地域経済への貢献	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・市内企業の有無（構成員、協力企業、下請・委託先・資材調達先など） ・地元雇用（雇用数、雇用条件など） ・地元発注予定（地元企業等への発注予定額を提案する場合は、設計・建設期間及び維持管理・運営期間ごとに内訳を記載すること。なお、地元から雇用した社員への給与は、当該発注予定金額に含めず、別途記載すること。） ※地域の企業から関心表明書等（様式任意）を受領している場合は、写しを添付すること。	共通	Ａ４	1
６－10		地域コミュニティへの貢献	次の点に留意して、特に工夫した点について記載すること。 ・地域コミュニティへの対応、貢献内容	共通	Ａ４	1

（※１）（※２）様式に指定があるものは、それに従うこと。また、様式タイプが「共通」の場合は、本様式集に記載のある「様式：共通」を用いて、項目ごとに「項目名」等を記載のうえ、提案書を作成すること。
（※３）用紙サイズの指定に従うこと。また、Ａ３判については横型、Ａ４判については縦型で提案書を作成し、横書きを基本とすること。
（※４）枚数の指定があるものは、それに従うこと。

①　提案審査に関する提出書類

様式１－１（１／１）

平成　　年　　月　　日

提案審査書類提出書

（宛先）岡崎市長

グループ名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表企業　商号又は名称
所在地又は住所
代　表　者　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

平成25年４月５日付けで公表のありました「岡崎市火葬場整備運営事業」の募集について、資格審査を通過した者として、募集要項等（募集要項、要求水準書、支払方法説明書、モニタリング・減額方法説明書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案））に基づき、下表に示す提案審査書類一式を提出します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

＜提出書類＞

様式	書類名	部数	応募者確認	市確認
様式１－１	提案審査書類提出書	正１部		
様式１－２	要求水準に関する誓約書			
様式１－３	要求水準セルフチェックシート	正１部 副 19 部		
様式２	提案価格書	正１部		
様式３－１ ～３－14	設計図書	正１部 副 19 部		
様式４－１ ～４－14	設計・建設業務に関する提案書			
様式５－１ ～５－13	維持管理・運営業務に関する提案書			
様式６－１ ～６－10	事業計画に関する提案書			
―	電子データ	２部		

※添付した書類を確認のうえ、応募者確認欄に○を付して提出すること。

様式１－２

平成　　年　　月　　日

要求水準に関する誓約書

（宛先）岡崎市長

グループ名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表企業　商号又は名称
所在地又は住所
代　表　者　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

平成25年４月５日付けで公表のありました「岡崎市火葬場整備運営事業」の募集において、本提案書一式は、募集要項等（募集要項、要求水準書、支払方法説明書、モニタリング・減額方法説明書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書(案))に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。

（様式１－３）

正本※1
グループ名※2

要求水準セルフチェックシート

「提案書」の提案内容が，下表に示す要求水準書確認事項を満たす内容となっているか確認すること。
「提案書」で要求水準書を満たす事が確認可能な事項は、その内容が示されている様式番号（複数可）を該当様式欄に記載し、応募者確認欄に「○」を記載すること。
「提案書」に要求水準書を満たす具体的な記載がない場合は、要求水準を満たすことが可能な事を確認のうえ、応募者確認欄に「✓」を記載すること。また、実現予定時期を併せて記載すること。

No	頁	項目等				要求水準書確認事項	応募者		市
							該当様式	確認	確認
第１　総則									
５適用法令・基準									
1	3					本事業を実施するに当たっては、要求水準書第１の５「適用法令・基準」に示す法令等を遵守すること。			
６要求水準の変更									
2	5	(3)	事業期間終了時の要求水準			選定事業者は、事業期間終了時において、施設のすべてが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引継げるようにすること。			
3	5					事業期間終了時の建物（建築、機械設備、電気設備及び昇降機設備）及び火葬炉設備については、概ね２年以内の大規模修繕又は更新を要しないと判断できる状態とすること。			
4	6					事業期間終了にあたり、選定事業者は市と協議のうえ日程を定め、市の立会いの下に上記の状態の満足についての確認を受けること。			
７燃料備蓄、災害時の対応									
5	6					大規模災害等が発生した場合であって、市が必要であると判断したとき（以下「災害発生時」という。）には、選定事業者は業務実施時間の延長をし、災害等への対応の支援を行うこと。			
6	6					災害発生時には、３日間の火葬件数に対応できるよう、自家発電装置におけるエネルギー供給を含め、必要物品等の備蓄を行うこと。			
7	6					災害発生時における火葬ダイヤグラム及び運営計画は、24時間稼動を想定してあらかじめ策定すること。			
８光熱水費の負担について									
8	6					選定事業者は、供給者との契約に当たり、事前に供給者及び価格について、市の承諾を得ること。			
9	6					施設の維持管理、運営においては、積極的に省資源・省エネルギーに努めること。			
10	6					選定事業者は、毎月の使用量を整理し、「使用量報告書」として市に提出すること。			
第２　施設整備業務要求水準									
２基本要件									
10	7	(1)	基本施設			【延床面積】4,800㎡程度（庇面積、排ガス処理室の面積は除く） 【火葬炉数】14基（大型炉12基、超大型炉１基、動物炉１基） 【待合室】12室 【告別室】４室 【収骨室】４室 【駐車場台数】普通車70台以上、マイクロバス10台以上、車椅子使用者５台以上、動物炉利用者３台以上、事業者職員用は事業者の提案による。			
11	8	(2)	施設の想定規模			一件当たりの火葬場の会葬者は25人～35人を想定する。			
12	8	(3)	敷地条件	ア	基本事項	【建ぺい率】60%以下 【容積率】200%以下			
３敷地整備要件									
13	9	(1)	基本要件	ア	動線計画	動線計画に当たっては、霊柩車到着、告別、納棺、待機、開扉、収骨、退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬のスムーズな進行を確保すると共に、会葬者のプライバシーに配慮した計画を立案すること。			
14	9					霊柩車、会葬者、動物炉利用者、事業者職員用の車両の動線に配慮すること。			
15	9					高齢者や障がい者等の利用にも配慮したわかりやすい誘導表示を設置すること。			
16	9			イ	配置計画	周辺環境との調和、利用者の利便性、ニーズ、動線等を考慮したものを提案すること。			
17	9					日照や景観にも配慮し、緩衝緑地の設置等の検討も行うこと。			
18	9					既存施設を供用しながらの工事となるので、建替え期間中の施設の安全なアプローチの確保と、既存施設の運営に支障のない配置とすること。支障が発生する場合は適切に仮設等を行い工事の影響を最低限に抑えること。			
19	9			ウ	外構計画	周辺の日常的風景との調和を図ること。			
20	9					敷地内に適切な排水設備を設け、位置・寸法・勾配・耐荷力に注意し、不等沈下、漏水のない計画とすること。			
21	9					地質条件を踏まえ、透水性舗装及び浸透式側溝での整備を検討すること。			
22	9					建築物との取り合い部やスロープ箇所等、地盤沈下対策を十分検討すること。			
23	9					夜間や休業日に、敷地内に車両等が無断で進入できないよう、敷地周囲に柵等を設けること。			
24	9					敷地出入口については、斎場の場にふさわしい重厚感のある門扉等を設ける計画とすること。			
25	10			エ	駐車場計画	駐車場計画に当たっては、想定火葬件数や業務集中度などを踏まえて整備すること。			
26	10					動物炉利用者、事業者職員用の駐車場は、会葬者とは別に設けること。			
27	10					施設の性格上、高齢者や障がい者等の利用が多数に想定されることから、アプローチや駐車場等は、特にユニバーサルデザインを意識した計画とすること。			
28	10					駐車場エリアと火葬施設エリアの分離が図れるよう、駐車場には植栽帯等を効果的に配置すること。			
29	10			オ	インフラ整備計画	【上水道】 ・岡崎市上水道（確認先：岡崎市水道局営業課）を使用し、市道埋設の配水管（φ50mm）から分岐をし、専用の給水用メーターを設けること。 ・必要に応じて受水槽設備を設けること。 【汚水・雑排水】 ・合併処理浄化槽を用いること。処理人数、放流ルートの検討をすること。 ・自然流下が難しい場合はポンプアップの対応をすること。 【電気】近隣の既設の電力線から引き込むこと。 【電話・通信】近隣の既設の電話線から引き込むこと。			
４建築施設整備要件									
30	10	(1)	基本要件			平面構成は、高齢者や障がい者をはじめ、すべての利用者が安心して利用できる施設とすること。			
31	10					動線計画は、故人の尊厳を重んじた人生終焉の場に相応しい空間構成と遺族の心情に配慮し、一連の儀式がスムーズに執り行われるように工夫すること。			
32	10					エントランス到着から告別、待合、収骨に移動する会葬者同士及び作業員等との動線の交錯がなく、管理運営上も効率的な動線となるように配慮すると共に、会葬者にとってわかりやすく明快な動線計画、意匠計画とすること。			
33	10					諸室等は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類のスペース及び機器類の交換・保守点検に必要な空間を含め、各施設の空間的繋がりに配慮し、立体的な捉え方で計画すること。			
34	11					建築施設の配置計画、意匠計画、設備計画等は、施設の用途及び目的を考慮し、省エネルギー及び省資源対策に十分考慮するとともに、ライフサイクルコスト低減を考慮した耐久性の高い施設となるよう努めること。			
35	11					施設の稼働期間を考慮し、長期にわたり配管等の修繕が行いやすい構造とすること。			
36	11					機能的、構造的に災害に強い施設とすること。			
37	11	(2)	建物の構造	ア	耐震性能	【構造体】Ⅱ類 【建築非構造部位】Ａ類 【建築設備】甲類			
38	11			イ	施設の耐用年数	本件施設の建設物としての耐久性能を50年程度とする。個々の部位、部材、設備、部品等については、選定事業者は少なくとも事業期間において十分な機能を確保できるよう、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択をし、事業期間にわたる施設保全を考慮した施設の設計を行うこと。			
39	11			ウ	地球環境及び周辺環境保護への配慮	地球環境保護に配慮して、建物のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努めること。また、施設が周辺環境に与える影響を軽減し、地域環境の保全に努めること。			
40	11			エ	ユニバーサルデザイン対応	施設の設計にあっては、ユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。			
41	11			オ	標準仕様	設計及び施工においては、原則として要求水準書第１の５⑵「設計基準、仕様書等」によることとし、公共施設の標準的水準以上を確保すること。			
42	12	(3)	建築意匠の仕上げ計画			建築意匠の仕上げ計画に当たっては、周辺環境との調和かつ人生終焉の場として相応しいものとすること。維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるように配慮し、内外装については、使用材料はホルムアルデヒド等の有害物質が発生するおそれのあるものを避け、断熱方法・工法も十分検討し建物の耐久性を高めるよう努めること。			
43	12					仕上げの選定に当たっては、要求水準書第１の５⑵「設計基準、仕様書等」に示す建築設計基準及び同解説に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とし、人生終焉の場としての相応しさに充分留意すること。			
44	12					施設案内板や室名札等のサインは、各室の使用目的や仕様条件を考慮し、それぞれの空間構成にふさわしい文字の大きさ、書体、色彩を考えたわかりやすい計画とすること。			
45	12					地域特性を生かした仕上げ計画とすること。			
46	12					エントランス、告別室、炉前ホール、収骨室、トイレ等多数の利用者が利用する場所の仕上げ面は、質感のある材料を使用すること。床は滑り止めの加工を施すこと。			
		(4)	施設概要	ア	外部施設ゾーン				
47	12				⑺アプローチ部	霊柩車及びマイクロバスが横付けできる乗降スペースとすること。			
48	12					降雨時に乗降がスムーズにできること。			
49	12					降雨時に会葬者及び柩が濡れることのないよう、庇や囲い等の形状を工夫すること。			
50	12					最大使用時でも乗降に支障のないスペースを確保すること。			
51	12				⑴駐車場	遺族や会葬者、及び葬祭業者用として70台以上、車椅子使用者用として５台以上、動物炉利用者用として３台以上、マイクロバス10台以上の駐車スペースを整備すること 。			
52	12					１台当たりの駐車スペース、車両等誘導表示、車道及び歩道の動線が利用しやすいよう工夫すること。			

No	頁	項目等					要求水準書確認事項	応募者		市
								該当様式	確認	確認
53	13			イ	エントランスゾーン		機能性のみでなく、遺族の心情に配慮し、落ち着いたゆとりややすらぎのある空間として品格を備えるよう、室内意匠等に特別な工夫を図ること。			
54	13				(ｱ)エントランスホール		一時的に多数の会葬者が集中することを考慮した面積、設計とすること。			
55	13						会葬者にわかりやすい案内表示を行うこと。			
56	13						天井の高さ等を工夫し、荘厳な意匠とすること。			
57	13				(ｲ)トイレ		男子、女子、多目的別に必要数を設置すること。			
58	13						大便器は温水洗浄式暖房便座とし、トイレの個室には非常用ブザーを設置すること。			
59	13						女性用トイレには擬音装置を設置すること。			
60	13						和式トイレの設置については、事業者にて需要を検討し、提案すること。			
61	13						各ゾーンのトイレの要求水準は上記と同様とすること。			
62	13			ウ	火葬ゾーン		自然光を十分取り入れた設計を検討するとともに、待合ゾーンとの適切な分節を工夫すること。			
63	13						火葬集中日においても、利用者の交錯が極力避けられること。			
64	13				(ｱ)告別室		読経等による他の葬列への影響も配慮すること。			
65	13						遺族が柩を囲み、最後のお別れができること。			
66	13						遺影台、焼香台等を設置すること。			
67	13						焼香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着に配慮すること。			
68	13				(ｲ)炉前ホール		遺族が柩の炉入れを見送れること。			
69	13						炉の化粧扉の仕上げは建築意匠設計により、室内意匠と調和させること。			
70	13						必要な案内表示を行うこと。			
71	13						各団体の会葬者の動線が交錯しないよう考慮すること。			
72	14				(ｳ)収骨室		遺族が収骨を行えるスペースを確保すること。			
73	14						清潔を旨とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。			
74	14						遺影台を設置すること。			
75	14						他の会葬者との動線を分離すること。			
76	14				(ｴ)霊安室		遺体３体分の柩の収容が容易であること。			
77	14						屋外から霊安室、火葬炉へ柩を移動する動線に配慮すること。			
78	14						排気を十分に行われ、清掃がしやすい構造とすること。			
79	14			エ	待合ゾーン		待合室や待合ロビー等、会葬者が比較的長い時間を過ごす部屋については、特に落ち着いた雰囲気が求められ、窓からの景観や遮音について十分に配慮すること。			
80	14						待合ゾーン各室の配置、規模等について、想定会葬者数を踏まえたうえで提案すること。			
81	14				(ｱ)待合室		１室25～35人程度の利用を想定すること。また、可動間仕切りにより隣室と併用できる部屋を設置すること。			
82	14						可動間仕切りは、遮音性に優れたものとすること。			
83	14						室数は最低12室とし、想定火葬者数や火葬時間に基づき必要な室数を事業者が提案すること。			
84	14						洋室と和洋室（和洋折衷型）を設置すること。			
85	14						テーブル、椅子等を設置すること。			
86	14				(ｲ)待合ロビー		待合室を利用しない遺族にも対応できる設計とすること。			
87	14						ソファー等家具、テレビ等を設置すること。			
88	14				(ｳ)キッズルーム		子どもの会葬者が、待ち時間中に時間を過ごせる場を設置すること。			
89	14						なるべく各室から目の届きやすい位置に配置すること。			
90	15				(ｴ)授乳室		乳児への授乳を行う部屋を設置すること。			
91	15						椅子、おむつ替えベッド、給湯設備を設置すること。			
92	15				(ｵ)更衣室		遺族等が更衣を行えるよう、スペースを確保すること。			
93	15				(ｶ)給湯室		待合室の配置に応じて必要数を設置すること。			
	15						利用者が利用しやすいように配置すること。			
94	15						必要となる備品（ポット、茶碗）等を収納できること。			
95	15				(ｷ)自動販売機コーナー（売店コーナー）		飲料、菓子類等を提供するコーナーを設置すること。			
96	15						搬入車の経路、バックヤードが遺族等から見えないように配慮すること。			
97	15				(ｸ)喫煙コーナー		共有のベランダ等の屋外に設置すること。なお、降雨等、極力防げるよう、庇の設置等、配慮すること。			
98	15						屋内に煙が流入しないなど、厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」（平成22年２月25日健発0225第２号）に基づく受動喫煙防止対策を講ずること。			
99	15				(ｹ)コインロッカー		会葬者が荷物を預けることのできるコインロッカーを設置すること。			
100	15				(ｺ)階段、エレベーター		高齢者や障がい者等に配慮し、複数階で施設を整備する場合にあっては、必要な階段及びエレベーターを適切な位置に設置すること。			
101	15			オ	火葬作業ゾーン		火葬炉機械室や制御室、その他の火葬作業諸室が連携し、火葬ピーク時にも、火葬業務がスムーズに行える計画とすること。			
102	15						換気や空調等、火葬の作業環境に十分配慮すること。			
103	15				(ｱ)火葬炉		火葬炉の排煙口は、周辺住居から見えないようにすること。			
104	15				(ｲ)収骨準備室		火葬場職員が遺骨の整骨など収骨の準備等を行う室として、収骨室２室に対し１室程度を設置すること。			
105	16						予備の柩運搬車１台、炉内台車運搬車１台を保管できるスペースを確保すること。			
106	16						収骨準備室を設置しない場合は、必要な機能が他の諸室において備えられていること。			
107	16				(ｳ)残灰車		集積した収骨灰・集じん灰を一時保管できる場所を設けること。			
108	16						排出の際に、会葬者の目に触れることのないよう考慮すること。			
109	16				(ｴ)シャワー室		火葬業務に従事する職員のため、利用しやすい場所に設置すること。			
110	16			カ	管理ゾーン		良好な執務条件の確保、作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画、遮音性が高い快適な執務空間の創出、ゆとりのある作業スペースに留意して計画すること。			
111	16						管理諸室の配置、規模等について、業務運営上の必要性や動線を考慮したうえで、提案すること。			
112	16				(ｱ)事務室		火葬受付、火葬許可証の内容確認、使用料の徴収、火葬証明となる火葬許可証の交付等を行うため、分かりやすく利便性のある位置に設けること。			
113	16						受付窓口から事務室内部が見えないよう配慮すること。			
114	16						事務机、椅子、パソコン、プリンター、ロッカー、キャビネット等を設置すること。			
115	16				(ｲ)会議室		25人程度の会議が行うことができる広さを有すること。			
116	16				(ｳ)書類保管庫		運営に必要な書類、事業期間中に作成する書類等が保管できるようにすること。			
117	16						事業期間後も施設を稼働することを考慮したスペースを確保すること。			
118	17				(ｵ)更衣室、職員用トイレ		会葬者用とは別とし、男女別に設置すること。			
119	17				(ｶ)空調機械室		館内の空調・換気設備を設置するための機械室を整備すること。			
120	17				(ｷ)受変電設備室		館内に必要な電気を受変電・送電するために必要な設備を設置するための部屋を整備すること。			
121	17				(ｸ)自家発電機室		施設を運営するに当たって最低限必要となる設備を同時に稼動できる能力を有する自家発電設備を設置するためのスペースを確保すること。			
122	17				(ｹ)動物焼却用告別室		一般会葬者とは別に、受付口を設置すること。			
123	17						動物炉利用者室へのアプローチは、他の会葬者の動線と分離して別に設けること。			
124	17						動物炉利用者の受付のほか、お別れ行為ができる広さを確保すること。			
125	17						利用者の心情に配慮した意匠とすること。			
126	17						建物内の呼び出し用として、内線電話、インターホンなど必要な設備を配置すること。			
５建築付帯設備要件										
127	17	(1)	基本要件				関係法令及び関係官庁規制・規格等を遵守すること。また、要求水準書に記載のないものについても、関連法規等に従って必要な設備はすべて整備すること。			
128	17						維持管理における作業性も含め、建築と設備及び火葬炉の総合的・経済的な検討を行って計画すること。			
129	17						省エネルギーと地球環境保全の対策を考慮すること。			
130	17						作業環境及び執務環境の快適環境を確保すること。			
131	17						高齢者や障がい者等も含めたすべての利用者に対し安全性と利便性を確保すること。			
132	17						非常時にも安全に使用できる設備とすること。			
133	17						設計及び施工においては、原則として要求水準書に示す設計基準、仕様書等によることとし、公共施設の標準的水準を確保すること。			
134	18	(2)	電気設備				各項目の要求を満たすために必要な配管配線工事及び幹線工事を行うこと。			
135	18						配線は、エコ仕様もの利用し目的及び使用環境に適したものを使用すること。			
136	18						配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。			
137	18						使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。			
138	18						盤類は搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。			
139	18			ア	電灯設備		照明設備は、業務内容、執務環境等に応じて、光環境の確保を図り、保守、運用等が容易な設備を設置すること。			
140	18						照明器具、コンセント等、適当な数を設置すること。			
141	18						非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置すること。			
142	18						省エネルギー型器具等の採用を積極的に行うこと。			
143	18						吹抜等高所にある器具に関しては、自動昇降装置等にて容易に保守管理ができるようにすること。			
144	18						外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。			
145	18						照明設備は、各室において操作できるものとし、事務室等で中央管理できるものとすること。			
146	18			イ	動力設備		ボイラー、空調機、ポンプ類、炉機械室等、適当な数を設置すること。			
147	18						動力制御盤は、原則として各機械室内に設置すること。			
148	18			ウ	避雷設備		避雷設備が必要となる場合は、建築基準法及び消防法に基づき設置すること。			
149	18			エ	受変電設備		受変電設備を設置し、受電、変電を行うこと。			
150	18						有害な場所に設置しないこと。			
151	18						保守点検、維持管理がしやすいように設置すること。			
152	18						電気事業法、労働安全衛生規則等の基準を遵守すること。			
153	18						高圧受電とすること。			
154	18			オ	静止型電源設備		非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設置すること。			
155	19						事業者が必要と判断する設備に、停電時保障用の無停電電源装置等を設置すること。			

No	頁	項目等				要求水準書確認事項	応募者		市
							該当様式	確認	確認
156	19			カ	発電設備	災害時等に対応するため停電時非常用電源を設置すること。発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置すると共に、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置したうえで、火葬炉14基と火葬業務遂行のために最低限必要な施設を稼動できるものとすること。			
157	19					発電装置の仕様は、要求水準書第１の７「燃料備蓄、災害時の対応」を参考にし、火葬炉設備（火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備）が72 時間（３日間）連続運転できるものとすること。			
158	19					冷却方式は、空冷方式とすること。			
159	19			キ	構内情報通信網設備	運営･支援システムの使用に適切なＬＡＮ設備を館内に整備すること。			
160	19			ク	構内交換（電話）設備	建物内の連絡用として、内線電話機能を有する電話設備を各居室に設置すること。			
161	19					必要箇所に公衆電話を設置すること。			
162	19			ケ	情報表示（時計）設備	管理室に親時計を、施設内要所に子時計を設置すること。			
163	19			コ	拡声設備	関係法令等による避難等のための設備及び施設内案内用の放送設備を設置すること。			
164	19					避難等のための放送設備は、自動火災報知設備と連動した設備とすること。			
165	19					ＢＧＭの実施等についても考慮した設備とすること。			
166	19			サ	誘導支援設備	エレベーター、多目的便所等に、異常があった場合に表示窓の点灯と音等により知らせることのできる呼出ボタン等の設備を設置すること。			
167	19					事業者において必要であると判断する場合には、車椅子使用者用駐車場にインターホン等を設置し、配管配線工事を行うこと。			
168	19			シ	テレビ受信設備	ケーブルテレビミクス（ｍｉｃｓ）が視聴できるよう整備し、各室直列ユニットまでの配管配線工事を行うこと。			
169	20			ス	テレビ電波障害防除設備	選定事業者は、建築物によるテレビ電波障害が発生しないよう留意すること。			
170	20			セ	監視カメラ設備	防犯用及び火葬炉監視用に適切な数を設置すること。			
171	20					監視映像が録画できる装置を設置すること。録画時間、画質等は、後日、画像を確認するのに支障のない程度であること。			
172	20			ソ	防犯設備	夜間や休業日に、本施設敷地内に車輌等が無断で進入できないよう、出入口に門等の進入防止設備を設置すること。また、建物出入口は、常時出入の監視を行うこと。			
173	20					その他、防犯設備、監視設備（前項セ「監視カメラ設備」を含む）等を適切に設置すること。			
174	20			タ	自動火災報知設備	関係法令等により、受信機、感知機等を必要な箇所に設置すること。			
175	20					消防機関への火災通報装置を設置すること。なお、非常放送装置と連動した設備とすること。			
176	20			チ	中央監視制御設備	中央制御方式とし、火葬炉に関する事項は火葬炉監視室で、空調設備、エレベーターの監視、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等は事務室での監視及び制御が行うことができる設備を設置すること。			
177	20					監視及び制御についての記録が適切に行うことができる設備を設置すること。			
178	20			ツ	計量設備	適切な系統分けを行い、必要な電力メーター等を確認しやすい場所に設置すること。			
179	20					自動販売機等、物品販売に使用する光熱水費を別途計量できるように子メーターを設置すること。			
180	21	(3)	機械設備			配線は、エコ仕様もの利用し目的及び使用環境に適したものを使用すること。			
181	21					配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。			
182	21					使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。			
183	21					機器類は搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。			
184	21			ア	空気調和設備	遺族等及び事業者職員の快適環境を確保するため、空気調和設備を必要な場所に設置すること。			
185	21					空気調和設備は、関係法令の定めるところにより、熱環境、室内環境及び環境保全性が図られるよう設置すること。			
186	21					空調のゾーニングは、温湿度条件、使用時間、用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮すること。			
187	21					空調方式は、ゾーニング計画を基に、室内環境の快適性、室内環境維持に機能性、搬送エネルギーの低減等を検討したものを提案すること。			
188	21					外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。			
189	21					高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能なものを積極的に採用すること。			
190	21					ドレン排水は雨水桝に接続すること。			
191	21			イ	換気設備	建築基準法等の関係法令の定めるところにより、各室に必要な換気設備を設置すること。			
192	21					告別室、収骨室その他事業者が必要と判断する箇所に脱臭設備を設置すること。方式については、換気対象室の用途及び換気対象要因を基に検討し、事業者の提案による。			
193	21					外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。			
194	21					各室について臭気、熱気等がこもらないよう、また騒音についても十分配慮し、対策を施すこと。			
195	21					全熱交換器を積極的に採用し、省エネルギーに取り組むこと。			
196	21			ウ	排煙設備	排煙は自然排煙を原則とするが、必要に応じ、機械排煙を行えるよう設備を設置すること。			
197	22			エ	衛生器具設備	高齢者や障がい者等にも使いやすく、また超節水型の器具を採用すること。			
198	22					高齢者や障がい者等が円滑に利用できるトイレを、関係法令等の定めるところにより設置すること。			
199	22					必要な箇所に多目的便所を設置すること。			
200	22					多目的便所はオストメイトにも対応できるものとすること。			
201	22			オ	給水設備	必要水量を必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。			
202	22					給水系統は、飲料水及び雑用水の系統は原則、別とすること。ただし、水道水を原水とする給水系統のみの場合にあっては、飲料水及び雑用水系統を兼用してもよいものとする。			
203	22					保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質にすること。			
204	22					配管材料は、屋外地中埋設配管はＨＩＶＰ管、屋内埋設配管はＳＧＰ－ＶＤ、その他の配管はＳＧＰ－ＶＢとすること。			
205	22			カ	給湯設備	必要温度及び必要量の湯を、必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。			
206	22					保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質にすること。			
207	22					事業者が必要と判断する部屋に、事業者の提案による方式の給湯設備を設置すること。			
208	22					配管材料は、一般配管用ステンレス鋼鋼管（ＳＵＳ304）とすること。			
209	22			キ	排水設備	滞ることなく、速やかにかつ衛生的に排水できるものを設置すること。			
210	22					汚水、雑排水の処理は合併浄化槽処理方式とすること。			
211	22					配管材料は、硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ管）とし、防火区画の貫通処理が必要な箇所には耐火二層管を用いること。			
212	22			ク	昇降機設備	事業者が必要であると判断する場合には、必要な能力を有するエレベーターを適切な場所に設置すること。			
213	22					会葬者が利用するエレベーターは高齢者や障がい者等が円滑に利用できるものとすること。			
214	22					エレベーターを設置する際は、地震時管理運転機能、火災時管理運転機能及び停電時自動着床装置を有しており、一般放送・非常放送等に対応すること。			
215	22			ケ	消火設備	消防法等の規定に準拠した消火設備を設置すること。			
216	23	(4)	浄化槽設備			汚水、雑排水を処理するため、合併式浄化槽を設置すること。処理対象人員についてはＪＩＳ規格による。			
217	23					処理方式は膜濾過方式とし、要求水準書第２の14「環境保全対策業務」に示す排水放流基準を満たす能力を有するものとする。			
218	23					着手に先立ち矢作川沿岸水質保全対策協議会と協議すること。			
219	23	(5)	燃料保管設備			72時間（３日間）連続運転可能な燃料が備蓄できる設備を設置すること。			
220	23					要求水準書第２の５(2)カ「発電設備」に使用する燃料についても同時に備蓄できるものとすること。			
221	23					関係法令等を遵守したものとすること。			
６火葬設備要件									
222	23	(1)	基本要件	ア	火葬炉設置概要	要求水準書第２の14「環境保全対策業務」に示す基準を満たすとともに、ダイオキシン類、ばい煙、悪臭、騒音等の周辺環境に十分配慮した設備とし、いかなる場合も無煙・無臭とすること。			
223	23					高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ、維持管理が容易なものとすること。			
224	23					省力化及び省エネルギー化に配慮した設備とすること。			
225	23					会葬者の火傷防止等安全に十分配慮した計画とすること。			
226	23					遺体の取扱いに十分配慮した設備とすること。			
227	23					施設の作業環境及び労働安全、衛生に十分配慮した設備とすること。			
228	23					災害発生時の対応を考慮した設備とすること。			
229	23					火葬に係る作業全般において、極力自動化を図り、コストの削減を図ること。			
230	23					１排気系列内の火葬炉の一部が点検整備等により運転停止中であっても、同系列内の当該炉以外は、運転が可能なシステムとすること。			
231	24					火葬炉設備工事に関し、関係法令等に定めるもののほか、要求水準書に記載する項目を満足する設備を設置すること。			
				イ	火葬炉設備主要項目				
232	24				(ｱ)火葬重量	要求水準書第２の６(1)イ(ｱ)に記載の重量に対応できるものであること。			
233	24				(ｲ)最大柩寸法	要求水準書第２の６(1)イ(ｲ)に記載の柩寸法に対応できるものであること。			
234	24				(ｳ)a 火葬時間	主燃バーナ着火から消火までの時間は通常60分とすること（ただし遺体重量80kg以上はその限りでない）。			
235	24					冷却時間（炉内冷却＋前室冷却）は、冷却を開始してから平均15分で収骨可能な温度になるものとすること。			
236	24				(ｳ)b 火葬回数	火葬回数は最大３回／炉・日とする。			
237	24				(ｳ)c 使用燃料	灯油とする。ただし、ライフサイクルコストを事業者において検討し、最適と判断したものを提案すること。			
238	24				(ｳ)d 主要設備方式	炉床方式：台車式			
239	24					排ガス冷却方式：ダイオキシン類等の発生を防ぎ、均一、急速に降温できる方式とする。			
240	24					排気方式：強制排気方式で２炉に対し１排気系列以上とする。ただし、動物炉（１基）については、動物炉で１排気系統とすること。また、端数については１炉１系統とする。			
241	24					異なる排気系列との接続は行わない。			
242	25				(ｳ)e 燃焼監視・制御	各火葬炉の燃焼・冷却・排ガス状況等、運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、コンピューター等で一括して行うものとすること。また、記録したデータを市へ提出できるよう、必要に応じて出力が可能であること。			
243	25				(ｳ)f 安全対策	日常の運転について危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、非常時の場合、各装置がすべて安全側へ作動するようエマージェンシー回路を設けるものとすること。			
244	25					火葬業務従事職員の安全、事故防止には十分配慮すること。			
245	25					火葬業務従事職員の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50℃以下になるよう保温（断熱）工事を行うこと。			
246	25					自動化した部位については、すべて手動操作が可能なように設計すること			

No	頁	項目等				要求水準書確認事項	応募者		市
							該当様式	確認	確認
247	25				(ｳ)g 異常・非常時の運転	炉内温度、炉内圧、排ガス温度等に異常が生じた場合には、迅速かつ適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。			
248	25					停電時には、発電設備からの電力供給を受けるシステムとすること。			
249	25					停電時においても環境基準等を満足する運転が可能なシステムとすること。			
250	25					非常用の発電設備は、上記条件及び要求水準書第１の７「燃料備蓄、災害時の対応」、同第２の５(2)カ「発電設備」を考慮し､電気設備として整備すること。			
251	25				(ｳ)h その他条件	保守点検及び維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保するものとすること。			
252	25					機器配置はオーバーホール時を考慮して設計するものとすること。			
253	25					可能な限り、他メーカーでの更新対応な機器配置とすること。			
254	25			ウ	性能試験	着工前、竣工時及び年１回、市の立会いのもと排ガス等の検査を実施し、検査結果を市に報告すること。なお、排ガス等の検査は、法的資格を有する機関に委託すること。			
255	25				(ｱ)基本条件	市と協議のうえ、性能に関する試験の方法、時期等を記載した性能試験実施要領を作成するものとする。			
256	25					性能試験実施要領に基づき試験を実施し、その結果を報告書として市に提出すること。			
257	26					試験項目ごとの測定方法、分析方法等は、関係法令及び規格等に準拠して実施すること。			
258	26					検査機関は、精度管理を適切に実施し、信頼性のある企業を選定すること。			
259	26				(ｲ)着工前検査	着工前に、現況を把握するため、敷地境界において、大気、悪臭、騒音、振動、水質の測定を行うこと。性能試験の項目及び手法については、要求水準書「資料５　性能試験の項目及び手法」のとおりとすること。			
260	26					測定地点は、市と協議して決定するものとする。			
261	26				(ｳ)竣工時検査	竣工時に、大気、悪臭、騒音、振動、水質の測定を行うこと。性能試験の項目及び手法については、要求水準書「資料５　性能試験の項目及び手法」のとおりとすること。			
262	26					大気、悪臭のうち排気筒出口での値が定められているものについては、各排気系列運転時に実施し、全系列について行うこと。			
263	26					敷地境界における悪臭の測定は、応募者の提案する運営計画上最大数の炉が同時運転されている時に実施すること。			
264	26					騒音、振動に関する測定は、竣工時の全炉運転（空運転）時に行うこと。			
265	26				(ｴ)年1回検査	毎年１回、大気、悪臭、騒音、振動、水質の測定を行うこと。性能試験の項目及び手法については、要求水準書資料５「性能試験の項目及び手法」のとおりとすること。			
266	26					測定時期及び測定対象系列（毎年1系列）は、その都度、市が指定する。			
267	26					測定時期は、火葬炉設備（火葬炉及びフィルター含む）の清掃等を行う前の時期とし、選定事業者の維持管理計画を勘案して市が指定するものとする。			
268	26				(ｵ)その他	周辺住民等から苦情が発生した場合には、速やかに調査を実施し、対策を行うこと。			
269	26			エ	動物炉	その性能及び規格は火葬炉と同等とすること。			
270	26			オ	材料及び機器の選定	本設備に使用する材料及び機器は、要求水準を満たし、目的達成に必要な能力、規模を有するものを事業者により検討したうえで、最適なものを選定すること。			
271	26					使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、すべて新品とすること。日本工業規格（ＪＩＳ）、電気学会電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ規格）、日本電機工業会規格（ＪＥＭ規格）に規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。			
272	26					使用材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ、選定すること。また、できる限り汎用品を用いるものとすること。			
273	27					高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたものであること。			
274	27					腐食性環境で使用する材料は、耐蝕性に優れていること。			
275	27					磨耗の恐れのある環境で使用する材料は、耐磨耗性に優れていること。			
276	27					屋外で使用されるものは、対候性に優れていること。			
277	27					駆動部を擁する機器は、低騒音、低振動性に優れていること。			
278	27			カ	保証事項	本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ、管理運営経費の節減を十分考慮したものでなければならない。			
279	27				(ｱ)責任施工	要求水準書等に明記されていないものであっても、要求水準達成のため、又は性能を発揮するために必要な設備等は選定事業者の負担で整備すること。			
280	27				(ｲ)保証内容	運営・維持管理期間中は、すべての機器の性能及び能力を保証するものとする。			
281	27					運営・維持管理期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、選定事業者の負担により速やかに補修、改造又は交換しなければならない。			
282	27					要求水準書に記載された火葬・冷却時間、運転回数能力及び公害防止基準を遵守すること。この場合、市が提示した火葬重量と異なっていても、火葬時間を除き、この性能は保証されるものとすること。			
		(2)	機械設備	ア	共通事項				
283	27				(ｱ)一般事項	設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、柵、手摺、架台等を適切な場所に設けること。なお、作業能率、安全性を十分考慮した構造とすること。			
284	27					機器配置の際は、点検、整備、修理などの作業が安全に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保するものとすること。			
285	27					高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢を可能とする作業台を設けるものとすること。			
286	27					騒音、振動を発生する機器は、防音、防振対策を講ずるものとすること。			
287	27					回転部分、運転部分及び突起部分には保護カバーを設けるものとすること。			
288	27				(ｲ)歩廊、作業床、階段工	通路は段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。			
289	28					必要に応じて手摺又はガードを設ける等転落防止策を講じること。			
290	28					歩廊は、原則として行き止まりを設けてはならない。（２方向避難の確保）			
291	28					階段の傾斜角（原則として45度以下）、蹴上幅及び踏み幅は統一すること。			
292	28				(ｳ)配管工事	使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。			
293	28					建築物の貫通部及び配管支持材は、美観を損なわないよう留意すること。			
294	28					要所に防振継手を使用し、耐震性を考慮すること。			
295	28					バルブ類は、定常時の設定（例：常時開）を明示すること。			
296	28				(ｴ)保温・断熱工事	火葬炉設備の性能保持、作業安全及び作業環境を守るため、必要な箇所に保温断熱工事を行うこと。			
297	28					使用箇所に適した材料を選定するものとすること。			
298	28					高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。			
299	28					ケーシング表面温度は、50℃以下となるよう施工すること。			
300	28				(ｵ)塗装工事	機材及び装置は原則として現場搬入前に錆止め塗装をしておくこと。			
301	28					塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。			
302	28					塗装材は、塗装箇所に応じ耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮すること。			
303	28					塗装仕上げは原則として錆止め補修後、中塗り１回、上塗り２回とすること。			
304	28					機器類は、原則として本体に機器名を表示すること。			
305	28					配管は、各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。			
306	28				(ｶ)その他	火葬業務に支障が生じないよう、自動操作の機器は手動操作への切替えができるものとすること。			
307	28					火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に機器の復旧ができること。			
308	28					将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。			
309	28					本設備は地震に対し、人の安全や施設機能の確保が図られるよう施工すること。			
310	28					設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切な場所に設けること。			
				イ	燃焼設備				
311	28				(ｱ)主燃焼炉	【形式】台車式 【数量】火葬炉13 基（うち超大型炉１基）、動物炉１基 【炉内温度】800℃～950℃			
312	29					ケーシングは鋼板製とし、隙間から外気の進入がない構造とすること。			
313	29					炉の構造材は、使用箇所に応じた特性及び十分な耐久性を有するものとすること。			
314	29					炉の構造は、柩の収容、焼骨の取り出しが容易で、耐熱性、気密性を十分保てるものとし、運転操作性、燃焼効率がよいもので維持管理面を考慮したものとすること。			
315	29					デレッキ操作をしないで、所定の時間内に火葬を行える設備とすること。			
316	29					不完全燃焼がなく、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れることを考慮し、炉内温度を設定・調整すること。			
317	29					省力化を考慮し、自動化を図ると共に操作が容易な設備とすること。			
318	29					炉内清掃及び点検が容易な設備とすること。			
319	29					動物炉の主な仕様は、火葬炉と同等とすること。			
320	29				(ｲ)断熱扉	【数量】13面			
321	29					堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が維持できる構造とすること。			
322	29					開閉装置故障の際には手動で開閉できるものとすること。			
323	29				(ｳ)炉内台車	【数量】 ・火葬炉用：４台（うち予備１台）以上 ・動物炉用：２台（うち予備１台）以上 【付属品】予備台車保管用架台等必要なもの一式			
324	29					柩の収容、焼骨の取り出しが容易で、運転操作性、燃焼効率がよいものとすること。			
325	29					十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造とすること。			
326	29					台車の表面は、目地無しの一体構造とすること。			
327	29				(ｴ)炉内台車移動装置	【数量】14台以上 【付属品】必要なもの一式			
328	29					安全性・操作性に優れた構造であること。			
329	29					炉内台車を前室及び主燃焼炉内に安全に移動できるものとすること。			
330	29					故障時においても、手動に切り替えて運転・操作できる構造とすること。			
331	29					主燃焼炉内への空気の侵入を防止できる構造とすること。			
332	29					動物炉用は、主燃焼炉前で炉内台車を支持・固定して清掃等ができる構造とすること。			
333	29				(ｵ)再燃焼炉	【形式】主燃焼炉直上式 【数量】14基（主燃焼炉と同数） 【炉内温度】800℃～950℃			

No	頁	項目等				要求水準書確認事項	応募者		市
							該当様式	確認	確認
334	30					燃焼効率がよく、ばい煙、臭気の除去に必要な滞留時間と燃焼温度を有すること。			
335	30					火葬開始時から、ばい煙、臭気の除去及びダイオキシン類の分解に必要な性能を有すること。			
336	30					混合、攪拌燃焼が効果的に行われる炉内構造とすること。			
337	30					最大排ガス量（主燃焼炉排ガス量＋再燃焼炉発生ガス量）時において1.0秒以上の滞留時間を確保できるとともに、混合攪拌が効果的に行われる構造とすること。			
338	30					炉内圧力は、経済性も含め、運転に支障のないものとすること。			
339	30				(ｶ)a 燃焼装置（主燃料炉用バーナ）	【数量】14基（主燃焼炉と同数） 【燃料】灯油等 【着火方式】自動着火方式 【傾動方式】電動式（故障時には手動で傾動が可能なこと） 【操作方式】自動制御（手動への切り替えができること） 【付属品】着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式			
340	30					火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。			
341	30					低騒音で安全性が高いこと。			
342	30					難燃部に火炎を照射できること。			
343	30					燃焼量、火炎形状及び傾動の調整が可能なものとすること。			
344	30				(ｶ)b 燃焼装置（再燃焼炉用バーナ）	【数量】14基（主燃焼炉と同数） 【燃料】灯油等 【着火方式】自動着火方式 【操作方式】自動制御（手動への切り替えができること） 【付属品】着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式			
345	30					炉の温度制御ができ、排ガスとの混合接触が十分に行えること。			
346	30					安全確実な着火と安定した燃焼ができること。			
347	30					低騒音で安全性が高いこと。			
348	30					燃焼量及び火炎形状の調整が可能なものとすること。			
349	30				(ｶ)c 燃焼用空気送風機	【数量】14基（主燃焼炉と同数） 【風量制御方式】バーナ特性に応じた制御方式			
350	31					容量は、実運転に支障がないよう余裕があり、安定した制御ができること。			
351	31					低騒音、低振動のものとすること。			
				ウ	通風設備				
352	31				(ｱ)排風機	容量は、実運転に支障がないよう風量、風圧に余裕を持たせること。			
353	31					排ガスに対して耐熱性、耐蝕性を有するものとすること。			
354	31					低騒音、低振動であること。			
355	31				(ｲ)炉内圧制御装置	炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御ができること。			
356	31					炉内を適切な負圧に維持できるものとすること。			
357	31					炉内圧力の制御は、炉ごとで単独に行うこと。			
358	31					高温部で使用する部材については、十分な耐久性を有する材料のものを選定すること。			
359	31					点検、補修、交換が容易にできるよう考慮すること。			
360	31				(ｳ)煙道	冷却装置、集じん装置、排気筒を除く排ガスの通路とする。			
361	31					ダストの堆積がない構造とすること。			
362	31					内部の点検、補修がしやすい構造とし、適所に点検口を設けるものとすること			
363	31					熱による伸縮を考慮した構造とすること。			
364	31					排ガスの冷却に熱交換器を使用した場合は、腐食に十分配慮すること。			
365	31				(ｴ)排気筒	騒音発生の防止と排ガスの大気拡散を考慮し、適切な排出速度とすること。			
366	31					雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とすること。排気筒上部にかさ等を設置しないこと。			
367	31					耐振性、耐蝕性、耐熱性を有するものとすること。			
368	31					排ガス及び臭気の測定作業を安全に行える位置に測定口を設けるものとすること。			
				エ	排ガス冷却設備				
369	31				(ｱ)排ガス冷却器	再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定温度に短時間で均一に降温できる構造とすること。			
370	31					耐熱性及び耐蝕性にすぐれた材質とすること。			
371	31					排ガス冷却に熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類が再合成しないよう十分留意すること。			
372	32					温度制御方式は、自動的に制御できるものとすること。			
373	32					冷却設備出口における排ガス温度は、200℃以下とすること。			
374	32				(ｲ)排ガス冷却用送風機	容量は、運転に支障なく余裕があり、安定した制御ができるものとすること。			
375	32					低騒音及び低振動のものとすること。			
				オ	排ガス処理設備				
376	32				(ｱ)集じん装置	【形式】バグフィルター 【数量】８基以上（動物炉は独自の１基とする） 【処理風量】余裕率15%以上 【設計ガス温度】出口温度200℃以下 【設計出口含じん量】0.01ｇ/N㎥以下			
377	32					処理ガス量は、実運転に支障がないよう余裕をとること。			
378	32					排ガスが偏流しない構造とすること。			
379	32					排ガス基準を遵守するため、バグフィルター等の集じん装置を設置すること。			
380	32					排ガス濃度は公害防止基準によること。			
381	32					排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質・構造とすること。			
382	32					高温の排ガスを処理することから、耐熱性に優れたものとすること。			
383	32					捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰吸引装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送するものとする。			
384	32					室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。			
385	32					結露対策として、加温装置を設けること。			
386	32					ろ過面積、ろ過速度及び圧力損失は実運転に支障がないよう余裕をとること。			
387	32					ランニングコストを考慮するとともに、保守点検がしやすい構造とすること。			
388	32				(ｲ)集じん灰排出装置	集じん装置で捕集した集じん灰を、室内に飛散させることなく集じん灰貯留部（専用容器）へ自動で移送できる構造とすること。			
389	32					保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。			
390	32				(ｳ)触媒装置	【数量】８基以上 【設計出口ダイオキシン類濃度】0.1ng-TEQ/N㎥以下			
391	33					触媒装置により排ガス中のダイオキシン類を除去し、要求水準書第２の14「環境保全対策業務」に示す基準を遵守すること。			
392	33					動物炉用についても、火葬炉と同等の性能、構造を有するものとする。			
				カ	付帯設備				
393	33				(ｱ)炉前化粧扉	【数量】火葬炉用13組（動物炉は除く） 【要部材質】ステンレス			
394	33					遮音・断熱を考慮した構造とすること。			
395	33					開閉操作は炉前操作盤にて行い、手動開閉も可能であるものとすること。			
396	33				(ｲ)前室	【数量】火葬炉用13組（動物炉は除く） 【冷却時間】炉内及び前室内での冷却により、15分以内で収骨可能な能力とする。			
397	33					会葬者の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質及び仕上げとすること。			
398	33					遮音、断熱を考慮した構造とすること。			
399	33					炉内台車の清掃が容易にできる構造とすること。			
400	33					炉前化粧扉の開放時でも前室内を負圧に保てるものとすること。			
401	34				(ｳ)残骨灰、集じん灰吸引装置	台車、集じん装置等の清掃のため残骨灰用、集じん灰用を設けること。			
402	34					低騒音で、保守点検が容易な構造とすること。			
403	34					自動で灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）が行えるように整備すること。			
404	34					炉内台車清掃用の別室を設置する場合は、この別室にも吸引口を設けること。			
405	34					容量は、実運転に支障がないものとすること。			
406	33				(ｳ)a 残骨灰用	【吸引装置】数量：１基 【集じん装置】数量：サイクロン１基､バグフィルター１基、払落し方式：自動			
407	33				(ｳ)b 集じん灰用	【吸引装置】数量：２基（火葬炉用１基、動物炉用１基） 【集じん装置】　数量：バグフィルター２基（火葬炉用１基、動物炉用１基）、払落し方式：自動			
408	33				(ｳ)c 吸引口	【数量】 残骨灰用：収骨室又は収骨準備室用：４箇所 集じん灰用：集じん装置用８箇所以上（火葬炉用７箇所、動物炉用１箇所） 【付属品】吸引ホース、その他必要なもの一式			
409	34				(ｴ)柩運搬車	【形式】電動走行式（充電器内蔵） 【数量】５台以上 【寸法・材質】炉及び柩の寸法に適し、美観に優れた材質とする。			
410	34					柩を霊柩車から告別室及び炉前まで運搬し、さらに前室内の炉内台車上に柩を安置するための専用台車とすること。			
411	34					電動走行式とするが、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。			
412	34					炉内台車上は柩の安置が容易に行える装置を備えるものとすること。			
413	34					バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。			
414	34				(ｵ)炉内台車運搬車（収骨及び炉内台車搬送用）	【形式】電動走行式（充電器内蔵） 【数量】５台以上 【その他】柩運搬車、炉内台車運搬車が兼用できる場合は兼用を可とする。その場合、兼用台車は５台以上とする。			
415	34					炉内台車を運搬するための専用台車とすること。			
416	34					電動走行式とするが、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。			

No	頁	項目等				要求水準書確認事項	応募者		市
							該当様式	確認	確認
417	34					耐久性に配慮して、各部材は充分な強度を持つものとすること。			
418	34					炉内台車の出入が自動で行える装置を備えること。			
419	34					バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。			
420	34					会葬者が火傷する恐れがない構造とすること。			
421	34				(ｶ)燃料供給設備	各火葬、焼却ごとの燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること 。			
422	34				(ｷ)動物炉用残灰吸引クリーナー	【形式】可動式集灰器（耐熱型） 【数量】２台以上 【電源】ＡＣ100Ｖ（60Ｈｚ） 【バケット容量】20 Ｌ 程度			
423	35				(ｸ)業務用冷蔵庫	動物を保管するための冷蔵庫を設けること。			
424	35					中型犬10頭程度が収蔵できるとともに、大型犬も収蔵可能な庫内寸法及び段数であること。			
425	35	(3)	電気・計装設備	ア	一般事項	火葬炉設備に必要なすべての電気設備及び電気計装設備を整備すること。			
426	35					火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設けること。			
427	35					運転管理は現場操作盤及び監視室で行うものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置を具備すること。また、現場操作盤での操作が監視室より優先されるシステムとすること。			
428	35					火葬炉設備で使用する電源は、動力用は三相200Ｖ（60Ｈｚ）、制御用は単相100Ｖ（60Ｈｚ）とする。			
429	35					火葬炉設備の更新等を考慮し、計画すること。			
430	35					計装項目は要求水準書P35の「計器制御一覧表」の内容を標準とすること。			
				イ	機器仕様				
431	36				(ｱ)一般事項	配線は、エコ仕様ものを利用し、動力用はＥＭ－ＣＥケーブル等、制御用はＥＭ－ＣＥＥ／Ｆケーブル、ＣＥＥ／Ｆ－Ｓケーブル、耐熱ケーブル等、目的及び使用環境に適したものを使用すること。			
432	36					配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使うこと。			
433	36					ケーブル配線には、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。			
434	36					使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。			
435	36					盤類は搬入及び将来の更新等を十分考慮した形状、寸法とすること。			
436	36					盤類は原則として防じん構造とすること。			
437	36					計装項目は、すべての機器の安全運転を確保することを目的として、表示・操作・警報など必要充分な項目を設定すること。			
438	36					3.7kW 以上の電動機には電流計を設けること。			
439	36					各電動機には原則として現場操作盤を設けること。			
440	36					電子機器は、停電時に異常が生じないようバッテリー等でバックアップを行うこと。			
441	36				(ｲ)動力制御盤	形式は鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。			
					(ｳ)火葬炉現場操作盤				
442	36				(ｳ)a 内蔵機器	【運転状態表示器】タッチパネル式　カラー液晶型とし、すべてのデータが表示されるとともに、すべての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること。 【その他の機器】操作機器 一式、計装計器 一式、常警報装置 一式、その他必要なもの一式 【数量】各炉の運転状態の監視等に充分な数量			
443	37				(ｳ)b 数量	14面			
444	37				(ｳ)c 主要機能	【タッチパネル式表示・操作機能】各機器の操作が手動で可能なもの 【自己診断機能】インバータの動作、排煙濃度計の動作、酸素濃度計の動作等のチェックが可能なもの			
445	37				(ｴ)中央監視制御盤	火葬炉設備の運転状態を火葬炉の系統別に集中監視できるものとすること。			
446	37					炉ごとの機器の手動運転も中央監視装置により行えるものとすること。			
447	37					各計測データ、火葬開始・終了時間等を収集・バックアップし、日報・月報・年報の帳票が作成でき、その結果を印字できるとともに、外部の記憶装置に保存できるものとすること。なお、各計測データは、連続して記録するものとする。			
448	37					停電によるシステムへの障害の発生を防止するため、無停電電源装置を設けてシステムの保護を行えるものとするが、中央監視制御装置が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。			
449	37					本制御盤の機能は、運営・支援システムと相互に接続され、火葬開始・終了時間や火葬の進行状態、人、喪主等の氏名表示等のデータの共有化ができるものとするが、機能の一部は、燃焼制御装置等に含めてもかまわないものとする。			
450	37					各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については，事業者の提案によるものとする。			
451	37					要求水準書第２の６⑶イ（エ）ａ「内蔵機器」に示す機器が内蔵されていること。			
452	37					要求水準書第２の６⑶イ（エ）ｃ「主要機能」に示す機能を有していること。			
453	38				(ｵ)炉前操作盤（化粧扉開閉用）	炉前化粧扉の操作機能及び運営･支援システムの表示機能等を有するものとする。なお、遺族名等の表示データについては、運営・支援システムとデータの共有化ができるものとする。			
454	38					【機能】化粧扉開閉、故人、喪主名等の表示等 【数量】火葬炉13基			
455	38				(ｶ)計装制御装置	火葬炉の安定した運転・制御に必要な計装制御機器を設置すること。なお、原則として火葬炉の運転・制御は炉操作盤で行うこととするが、中央監視室でも、監視・各種記録の他、機器遠隔操作ができるものとする。			
456	38				(ｷ)モニター設備	排気筒監視用カメラ、場内防犯カメラ及びモニターを整備し、記録できるようにすること。			
457	38					モニターは、カラー表示ができるものとし、事務室及び中央制御室に設置すること。			
458	38				(ｷ)a 排気筒監視用カメラ	【形式】ズーム式カラーカメラ（可動式：屋外仕様） 【数量】１台以上 【付属品】可動雲台、ワイパー、その他必要なもの一式			
459	38				(ｷ)b 場内監視カメラ	【形式】ドーム型カラーカメラ（固定式） 【数量】４台（敷地出入口１台、車寄せ用１台、エントランスホール１台、待合ロビー１台）以上			
460	38				(ｷ)c モニター	【形式】カラー液晶型 【数量】２台（事務所用１台、中央制御室用１台）以上			
461	38	(4)	その他用具等	ア	保守点検工具等	必要な保守点検工具等を納入し、納入工具リストを提出するものとする。			
462	39			イ	収骨用具	収骨用具として、骨壷及び収骨箸を置く収骨台、その他必要なもの一式を整備すること。			
463	39			ウ	その他必要なもの	その他、火葬を行うに当たって必要な用具等については、選定事業者の責任において整備すること。			
７運営・支援システム整備要件									
464	39	(1)	概要	ア	予約の受付	予約受付の対象施設は、火葬炉、待合室とし、 予約を受付できるシステムを構築すること。			
465	39					システムは、インターネットを利用し、パソコン端末等から24時間予約可能なものとし、選定事業者が一元的に管理できるシステムとすること。			
466	39					予約状況について、選定事業者が管理するホームページ上で公開するなど、利用者の利便性に配慮したシステムとすること。			
467	39					インターネットによる予約は、選定事業者、市、葬祭業者のみが行えるものとし、個人の予約は、選定事業者または市において、電話またはＦＡＸにて受け付け、一元的に管理できるものとすること。			
468	39			イ	運営の支援	予約状況や当日の受付情報、炉の稼働状況、告別室、炉前ホール、収骨室、待合室などの施設の空き情報等を統合的に活用するシステムを構築すること。また、この情報を場内各所に速やかに表示し、会葬者及び職員に提供できるようにすること。			
469	39	(3)	機能	ア	操作機能	次の操作機能を有すること。 ・　受付情報の登録、修正 ・　各施設の運用状況の登録、修正 ・　施設の休止設定 ・　使用設備の手動変更 ・　自動制御機能の手動変更 ・　その他必要な機能			
470	40			イ	自動制御機能	各炉の制御情報（納棺可、着火、冷却中、冷却完了等）の受信、表示ができること。			
471	40					各施設の運用状況表示は、要求水準書に示す例示を参考に提案すること。			
472	40					予約状況や当日の受付情報（受付番号、受付時刻、故人名、性別、生年月日、死亡年月日）の受信、表示は、要求水準書に示す例示を参考に提案すること。			
473	40			ウ	その他	各種データの蓄積、統計処理ができること。			
474	40					その他自動制御に必要な機能を有すること。			
475	40					システム故障時等の非常時の対応について提案すること。			
476	40					予約は市役所からも行うことができるシステムとすること。			
８事前調査業務									
477	40					本事業で必要と思われる調査について、選定事業者は、関係機関と十分協議を行ったうえで実施すること。なお、調査を実施する際は、調査前に市と協議すること。			
478	40					事業者の提案により、事業を実施する敷地を市の示した平地部分から拡張した場合は、正確な事業面積の算定を行うこと。			
479	40					既存施設の供用と施設整備工事で必要となる電力を調査、検討すること。			
480	41					テレビ電波障害の調査を着工前及び完成後に行うこと。			
481	41					調査を行うために申請手続きが必要な場合は、適宜、実施すること。			
482	41					調査を行うに当たっては、必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して業務を進めること。			
９設計業務									
483	41	(3)	設計計画書の提出			選定事業者は設計業務着手前に、詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。なお、設計計画書には、責任者を配置した設計体制を定め、明記すること。			
484	41	(4)	設計内容の協議等			市は、選定事業者に設計（基本設計、実施設計）の検討内容について、いつでも確認することができるものとする。設計は、契約時の要求水準を基に、市と十分に協議を行い、実施するものとする。			
485	41	(5)	進捗状況の管理			設計の進捗管理を選定事業者の責任において実施すること。			
486	42	(7)	業務の報告及び設計図書等の提出			選定事業者は、設計計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、事業契約書に定める設計図書等を市に提出して承諾を得ること。			
487	42	(8)	留意事項			選定事業者は、事業契約書に基づき、着手届、工程表、主任技術者届及び完了届を提出すること。			
488	43					基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるものとすること。			

No	頁	項目等				要求水準書確認事項	応募者		市
							該当様式	確認	確認
489	43					基本設計において、主要な寸法、おさまり、材料、技術等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。			
490	43					基本設計完了後、設計内容が要求水準書及び提案書に適合していることについて市の確認を受け、実施設計業務に移ること。			
491	43					実施設計は、工事の実施に必要かつ選定事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とするものとする。			
492	43					工事費内訳明細書は市が起債を積算するうえで、十分なものを作成すること。			
10建設業務									
493	43	(2)	業務期間			設計業務終了後から平成28年５月までとする。ただし、既存施設の解体業務と関連する部分については平成29年３月までとする。			
494	43	(3)	基本要件			騒音、振動、悪臭、公害、粉じん発生、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。選定事業者は市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。			
495	43					工事は原則として日曜日及び祝日、年末年始は行わないこと。			
496	43					工事期間中は既存の施設運営に支障をきたさないよう充分配慮し、影響が予測される場合には直ちに市と協議をすること。			
497	43					原則として工事中に第三者に及ぼした損害については、選定事業者が責任を負うものとする。			
498	44	(4)	着工前の用務	ア	準備調査等	着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。			
499	44			イ	施工計画書等の提出	選定事業者は、建設工事着工前に詳細工程表を含む総合施工計画書を作成し、要求水準書第２の10⑷イ「施工計画書等の提出」に示す書類とともに工事監理者が承諾のうえ、市に提出すること。			
500	44	(5)	建設期間中の業務	ア	建設工事	選定事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。			
501	44					市は、選定事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、何時でも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。			
502	44					周辺地域に万が一悪影響を与えた場合は、選定事業者の責めにおいて苦情処理等を処理すること。			
503	44					工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適正に処理すること。			
504	44					工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。			
505	44					隣接する道路等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、選定事業者の負担において行うこと。			
506	44					工事期間中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万一火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。			
507	45			イ	その他	選定事業者は、建築期間中には要求水準書第２の10⑸イ「その他」に示す書類を工事監理者が承諾のうえ、当該事項に応じて遅滞なく市に提出すること。			
		(6)	完成後の業務	ア	完成検査及び完成確認				
508	45				⑺シックハウス対策の検査	選定事業者は完成検査に先立ち、学校環境衛生の基準（平成21年文部科学省告示第60号）により本施設の主要諸室におけるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、その結果を市に報告すること。			
509	45					測定値が、厚生省生活衛生局長通知「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定法について」に定められる値を上回った場合、選定事業者は、自己の責任及び費用負担において、市の完成確認等までに是正措置を講ずること。			
510	46				⑷選定事業者による完成検査	選定事業者は、本施設の完成検査及び機器・器具の試運転検査等を実施すること。			
511	46					完成検査及び機器・器具の試運転検査等の実施については、それらの実施日の14日前に市に書面で通知すること。			
512	46					選定事業者は、市に対して完成検査、機器・器具の試運転の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。			
513	46				⑺市の完成確認等	市の完成検査に選定事業者は立会うこと。			
514	46			イ	完成図書の提出	選定事業者は、市による完成確認に必要な要求水準書第２の10⑹イ「完成図書の提出」に示す完成図書を工事監理者が承諾のうえ、提出すること。なお、これら図書を本施設内に保管すること。			
515	47					選定事業者は、市による完成写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。選定事業者は、かかる完成写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、選定事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。			
516	47					完成写真は、市が行う事務、市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。			
517	47					選定事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、完成写真が公表されないようにし、かつ、完成写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。			
518	47	(7)	各種申請及び資格者の配置			工事に伴う許認可等の各種申請等は選定事業者の責任において行うこと。ただし、市は、選定事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料の提供その他の協力を行う。			
519	47					工事に伴い必要となる有資格者については、関係法令等に則り適切に配置すること。			
11備品等整備業務									
520	47					備品の設置及び整備を建設期間中に実施すること。			
521	47					本事業により設置する備品は、「資料６　選定事業者が設置する備品等一覧」を要求水準とする。事業者は、本リストに示す備品に加え、維持管理・運営業務において要求水準を満たすために必要と考えられる備品等を提案すること。また、仮設待合室整備の際に新規購入した備品等を使用することも可とする。			
522	47					備品の設置に当たっては、室内空間と調和し、豊かで潤いのある施設環境を形成するような備品の選定に努めること。			
523	48					備品は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。			
524	48					本事業における備品は、既製品の調達を基本とするが、事業者の提案により同等以上の作り付け等の備品を計画することを認めるものとする。必要に応じて備品の設計を行うこと。なお、リース方式による調達は原則として認めないものとする。			
525	48					備品の設置に当たっては、要求水準書第２の４⑷「施設概要」に示す条件にも考慮しながら、給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。			
526	48					選定事業者は、市の完成確認までに備品に対する耐震対策や動作確認などを行うこと。			
527	48					選定事業者は、備品等の整備について契約時の要求水準を基に、内容を市と十分に協議するものとする。			
528	48					選定事業者は、整備した備品等について備品台帳を作成し市に提出すること。			
529	48					岡崎市物品管理規則（昭和39年岡崎市規則第５号）第３条第１項第１号に該当する備品については、備品標示票による標示を行うこと。			
12工事監理業務									
530	48					建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。			
531	48					要求水準書第１の５「適用法令・基準」に示す建築工事、機械設備工事、電気設備工事に係る監理指針に基づき工事監理を行うこと。			
532	48					工事期間中、毎月に市へ監理報告書を提出し、工事監理の状況の確認を得ること。			
533	48					監理報告書の内容は、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録及びその他とする。市の要請があれば随時報告を行うこと。			
534	48					選定事業者は、既存施設及び仮設待合室等での事業実施に係る調整を行うものとする。			
535	48					選定事業者は、工事期間中に市が個別に発注する工事があった場合は、これにかかわる調整を行うものとす			
536	48					市への完成確認報告は、工事監理者が行うこと。			
13仮設待合室等設置業務									
537	48	(1)	事業の対象			施設整備業務期間中、火葬場の運営を支障なく継続して行うため、仮設待合室等の設置を行うこと。ただし、事業者の提案により仮設待合室を設けずに既存待合棟の利用等、待合室を設定できるのであれば可とする。			
538	49	(2)	基本要件			既存火葬場を稼動しながら建設をするため、会葬者の心情への配慮並びに安全を確保する計画とすること。			
539	49					会葬者等の通路は、工事用通路と共用しない計画とすること。ただし、敷地までの進入路は共用可能とする。			
540	49					仮設の出入口を設置する場合は、事前に道路管理者と協議を行い、出入口の位置、構造等について十分に協議を行うこと。工事完了後は、選定事業者の責任において、現況復旧すること。			
541	49					工事期間中の会葬者等及び動物炉利用者用駐車場について確保すること。			
542	49					仮設待合室は、新火葬場供用開始後に解体することとし、解体及び解体後の整備に当たっては、新火葬場の会葬者等の利用に十分配慮しつつ、運営に支障をきたさないように実施すること。			
543	49	(3)	仮設待合室等の施設整備要件			既存待合棟と同等の機能を有することを基本とすること。			
544	49					高齢者や障がい者等の利用にも配慮したものとすること。			
545	49					施設の階数は事業者の提案による。ただし、２階以上の場合は、バリアフリーの観点から昇降機等を設けること。			
546	49					１会葬当たり、25～35人程度の利用を想定すること。			
547	49					本事業により設置する備品等は、「資料７　選定事業者が仮設待合室に設置する備品等一覧」を要求水準とする。事業者は、本リストに示す備品に加え、市が仮設待合室を運営するために必要と考えられる備品等を提案し、仮設待合室使用開始前に整備すること。既存待合棟で使用しており、仮設待合室で使用することのできる備品等は、「資料８　既存待合棟に設置されている主な物品等一覧」に示すとおりであり、積極的に利用すること。			
548	50					工事期間中の施設の安全なアプローチの確保と、既存施設の運営に対する工事の影響を最低限に抑えることに配慮した配置計画とすること。また、既存火葬棟への霊柩車及びマイクロバスでの横付け及び昇降に配慮した場所に設置すること。			
549	50					仮設待合室は、新火葬場供用開始以降に解体、撤去されることを考慮し、省エネルギー及び省資源対策に十分考慮するとともに、ライフサイクルコスト低減を考慮した耐久性の高い施設となるよう努めること。			
550	50					工事期間中は、車の動線がわかりやすいよう、適切な誘導表示を設置すること。			

No	頁	項目等				要求水準書確認事項	応募者		市
							該当様式	確認	確認
551	50			ア	待合室	テーブル、椅子等を設置すること。			
552	50			イ	ロビー	待合室を利用しない遺族にも対応できる設計とすること。			
553	50					テーブル、椅子等家具、テレビ等を設置すること。			
554	50			ウ	自動販売機コーナー	飲料等を提供するコーナーを設置すること。			
555	50			エ	給湯室	待合室の配置に応じて必要数を設置すること。			
556	50					会葬者が利用しやすいように配置すること。			
557	50			オ	喫煙コーナー	屋内に煙が流入しないよう設置場所に配慮すること。			
558	50			カ	駐車場	新火葬棟供用開始までの間、会葬者用（障がい者用を含む）として、５台以上（可能な限り20台を目標）の駐車スペースを確保すること。			
559	50					現敷地内で駐車スペースが確保できない場合にあっては、工事時間中の会葬者用駐車場に適切に誘導ができるような案内表示を設置する等、既存施設での火葬受付及び施設整備業務に支障が出ないようにすること。			
14環境保全対策業務									
560	51	(1)	基本要件			基本計画を参考に、自主的に環境への影響を把握・検討し、各種の必要とされる環境基準を遵守すること。			
561	51	(2)	公害防止に係る基準			施設整備においては、次の公害防止に係る基準を遵守すること。なお、これらの基準が運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行うと共に、運用期間においても定期的に検査を行うこと。特に、火葬炉整備に当たっては、これらの基準に十分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。			
562	51			ア	排ガスに係る基準	排ガスに係る基準値については、次に掲げる基準値以下とする。（基準値は酸素濃度12%換算値（１工程の平均値）とする。） 規制物質　基準値 ダイオキシン類濃度　0.1ng-TEQ／Nm3 ばいじん　0.03g／Nm3 硫黄酸化物　30ppm 窒素酸化物　250ppm 塩化水素　50ppm			
563	51			イ	排水に係る基準	生活排水処理水の排水放流基準については、次のとおりとする。 規制物質　基準値 水素イオン濃度(pH)　5.8～8.6 生物化学的酸素要求量(BOD)　10mg／ℓ 化学的酸素要求量(COD)　10mg／ℓ 浮遊物質量(SS)　10mg／ℓ 窒素含有量　10mg／ℓ 燐含有量　１mg／ℓ これら以外については、水質汚濁防止法の他、岡崎市生活環境保全条例等関係法令に拠ること。			
564	51			ウ	悪臭に係る基準	悪臭については、悪臭防止法及び悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出規制地域の指定及び規制基準の設定（平成23年３月17日岡崎市告示第102号）に基づき臭気指数について敷地境界において18以下とする。また、排気筒出口においては、悪臭防止法施行規則第６条の２に定める方法により算出した値とする。			
565	52			エ	騒音に係る基準	搬入路の騒音については、２車線以上の車線を有する道路に面する地域であり、また、計画地は市街化調整区域であることから次の基準が適用される。 昼間（ 6:00～22:00）　65dB 夜間（22:00～ 6:00）　60dB			
566	52					敷地境界の騒音については、「岡崎市生活環境保全条例」に基づき、計画地は市街化調整区域であるため、次の基準が適用される。 昼間（ 8:30～17:00）　60dB 朝　（ 7:00～ 8:30）　55dB 夕　(17:00～20:00)　55dB 夜間（20:00～ 7:00）　50dB			
567	52			オ	振動に係る基準	振動については、岡崎市生活環境保全条例に基づき、計画地は市街化調整区域であるため、次の基準が適用される。 昼間（ 8:00～19:00）　65dB 夜間（19:00～ 8:00）　60dB			
568	52			カ	排出灰に係る基準（残骨灰・飛灰）	ダイオキシン類　３ng-TEQ/g以下			
569	52			キ	留意事項	特に指定していないものについては、関係法令等により確認すること。排ガス及び悪臭に関し、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。			
15所有権移転業務									
570	53					選定事業者の負担により建物について必要な登記を行ったうえで、平成28年５月末日までに、市に施設の所有権を移転すること。			
16各種申請等業務									
571	53					本事業を実施するに当たり、要求水準書及び事業契約書で示す法令及びその他関係法令で必要な申請がある場合は、事業実施に支障がないよう、各種申請等を適切に実施すること。			
572	53					市が本事業を実施する上で必要な申請を行う際、選定事業者は必要な協力を行うこと。			
17稼動準備業務									
573	53					施設が供用開始後支障なく稼働するように、職員の研修等を含めた稼働準備業務を行うこと。これらに必要となる資材及び消耗品等の調達については、事業者の負担とする。			
18周辺整備業務									
574	53					要求水準書及び事業契約書を基に、設計図面に従い、事業を実施するうえで必要な周辺敷地を整備するものとする。			
575	53					外部からの景観及び待合室等からの眺望を考慮し、周辺を整備すること。			
576	53					新火葬場及びその動線に係る周辺整備については、新火葬場供用開始までに実施するものとする。			
19その他施設整備上必要な業務									
577	53					本事業を実施するに当たり、要求水準書及び事業契約書で示す内容を満たすうえで、その他に施設整備上必要な業務がある場合は、本事業実施に支障がないよう、適切に実施すること。			
第３　維持管理業務要求水準									
２基本要件									
578	54	(3)	維持管理計画及び報			要求水準書第３の２⑶「維持管理計画及び報告」に示す各種計画書・報告書を作成し、市に提出すること。			
579	55					運転日誌及び点検記録（日常、定期）は３年、整備記録及び事故等報告書は、事業期間中保管すること。			
580	55	(4)	全体要件			建築保全業務共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービスを第一の達成目標として作業仕様を策定すること。			
581	55					本事業の事業期間終了前に、建築物の大規模修繕を含む事業期間終了後の長期の維持管理計画について、その内容と金額等について提案すること。			
582	55					すべての維持管理作業担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。			
583	55					維持管理業務に関し、市と定期的（最低月１回）及び必要に応じて協議を行うこと。			
584	55					業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、すべて選定事業者の負担とし、可能な限り市内業者から購入すること。			
585	55					業務の実施においては、地元の人材等の活用に配慮すること。			
586	55					業務の実施に必要な電気、水道及びガスは、計画的に節約すること。			
587	55					維持管理業務に適した実施体制及び人員配置を提案すること。			
３建築物保守管理業務									
588	56					施設の建築物（外構を含む）の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスの提供その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、外構を含む施設の建物各部の点検、保守、補修・修繕、更新等を実施すること。			
589	56					概ね要求水準書第３の３「建築物保守管理業務」に示す各項目について点検を実施すること。			
４建築設備保守管理業務									
590	57					設備の運転・監視については、利用状況、利用時間、気候の変化、利用者の快適さ等を考慮に入れて柔軟性のある運転管理計画を策定し、それに従って各種設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。			
591	57					施設の性能及び機能を維持し、公共サービスの提供その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、本施設に設置される電気設備、機械設備、監視制御設備、防災設備、及び本事業の建設工事に含まれる備品等について、適切な設備維持管理のもとに運転・監視、点検、保守、修繕、更新等を実施すること。			
５清掃業務									
592	58					施設及び敷地を美しく衛生的に保ち、本施設における公共サービスの提供その他の各種業務が快適な環境のもとで円滑に行われるようにするため清掃業務を実施すること。			
593	58					日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を策定し、清掃箇所に応じた適切な頻度、方法で清掃を実施すること。			
594	58					業務範囲は、進入路を含めた事業区域全体とする。			
595	58					清掃業務を実施するに当たっては、会葬者の利用時間に十分配慮すること。			
596	58					業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。			
597	58					業務に使用する資材・消耗品は、すべて品質保証のあるもの（ＪＩＳマーク商品等）を用いること。			
598	58					清掃業務によって発生した廃棄物は、適正な処理を行うこと。			
６植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務									
599	58					敷地全体の付帯施設、構内道路について、機能・安全・美観上適切な状態に保つとともに、利用者が視認可能な範囲については、緑樹を保護・育成・処理して、豊かで美しい環境を維持すること。その他の敷地については、必要に応じて倒木の処理等を行うこと。			
600	58					植物の形状、生育状況及び植物の病害虫等に対する点検並びに剪定、施肥及び病害虫防除のための消毒等の手入れを年間管理計画書に従い、適切な管理を実施すること。			
601	58					敷地の周囲に整備された柵等は、適切な状態に維持すること。			
602	58					業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に薬品等は適正な管理を行うこと。			
７警備業務									

No	頁	項目等				要求水準書確認事項	応募者		市
							該当様式	確認	確認
603	58					施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、本施設における各種業務の円滑な運営に寄与することを目的として施設の警備を行うこと。			
604	58					施設及び敷地全体の安全性を確保するよう警備・監視を実施すること。			
605	58					施設の利用時間外は、建物内外の主な出入口及び扉の施錠を行うとともに、本件施設の鍵の保管及びその記録を行うこと。			
606	59					昼間は人的警備、夜間は機械警備を基本とし、必要に応じて両者を組み合わせて実施すること。利用者の安全などに十分配慮した警備計画を策定すること。			
607	59					人的警備に当たっては、施設の利用時間・用途・規模等を勘案して適切な巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。			
608	59					機械警備に当たっては、機械監視装置による不審者の発見をし、進入防止の対策を講ずること。			
		８環境衛生管理業務							
609	59					ゴキブリ、ダニ、その他の害虫の駆除、空気環境の測定、貯水槽の清掃と水質管理、排水施設の清掃と補修を実施すること。また、施設の消臭作業を実施すること。			
610	59					害虫駆除に関しては、総合的有害生物管理に基づき、生息調査を行い、その結果により害虫発生を防止するため必要な措置を講じること。			
611	59					生息調査、駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。			
612	59					業務に必要な薬品等は適正な管理を行うこと。			
		９火葬炉保守管理業務							
613	59	(1)	業務の実施			火葬業務が安全かつ快適に行われるよう、本施設に設置される火葬炉設備について、性能及び機能を維持するため、維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守、修繕、更新等を実施すること。			
614	59					修繕等が必要と思われる場合は、選定事業者の負担において、迅速に調査、診断、修繕等を実施すること。			
615	59					公害防止に係る基準の遵守及び性能試験については、要求水準書第２の14「環境保全対策業務」により実施すること。			
616	59	(2)	管理記録の作成及び保管			設備の運転・点検整備等の記録として、要求水準書第３の10⑵「管理記録の作成及び保管」に示すものを作成し、提出すること。			
617	60					運転日誌及び点検記録（日常、定期）は３年、整備記録及び事故等報告書は、事業期間中保管すること。			
618	60	(3)	異常発見時の報告			選定事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告するとともに必要な対応策を講じること。			
		10備品等管理業務							
619	60					施設で使用される備品について、備品の補充及び管理を確実に行うこと。			
620	60					備品等の経年による劣化や汚れ等が著しい場合には、速やかに修繕若しくは交換を行うこと。また、市が劣化や汚れ等が著しいと判断し、改善を求める備品等についても、速やかに修繕若しくは交換を行うこと。			
621	60					交換した備品等についても、岡崎市物品管理規則第３条第１項第１号に該当する備品の場合は、所定の手続きを行い、備品標示票による標示を行うこと。			
		11残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務							
622	60					本事業により排出された残骨灰及び集じん灰について、人体・胞衣等及び動物のそれぞれに分別し、適正に管理、処理を行うこと。			
623	60					人体の残骨灰については、墓地、埋葬等に関する法律の趣旨に則り適切に管理、処理すること。また、動物・胞衣等の焼却灰についても関係法令に則り、適切に管理、処理すること。			
624	60					灰の搬出、最終処分は選定事業者の責任によって適切な方法により実施すること。また、処分先について、市に報告すること。			
625	60					集じん灰搬出の際は、ダイオキシン類濃度を測定すること。			
		12その他維持管理上必要な業務							
626	61					その他、維持管理において、選定事業者が必要と思われる業務について、市と協議を行い、適正に行うこと。			
		第４　運営業務要求水準							
		２基本要件							
626	62	(3)	運営計画及び報告			要求水準書第４の２⑶「運営計画及び報告」に示す各種計画書・報告書を作成し、市に提出すること。			
627	62					業務日誌は３年、実績報告書は事業期間中保管すること。			
628	63	(4)	全体要件			施設の安全性を確保し、利便性、信頼性を向上させ、利用者の立場に立った良質なサービスを提供すること。			
629	63					利用者の心情に配慮し、適切な接遇を行えるよう、従業員教育を実施すること。			
630	63					運営業務に関し、市と定期的（最低月１回）及び必要に応じて協議を行うこと。			
631	63					業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、すべて選定事業者の負担とし、可能な限り市内業者から購入すること。			
632	63					施設の運営に当たっては、墓地、埋葬等に関する法律に基づく管理者及び関係法令等に則して必要な有資格者を配置すること。			
633	63					業務の実施に必要な電気、水道及びガスは、計画的に節約すること。			
634	63					業務の各段階で故人の氏名確認を徹底し、炉の施錠・開錠を喪主と共に行うことなどで焼骨の取り違え事故が発生しないよう充分配慮すること。			
		３施設の運営概要							
635	63	(1)	利用日及び休業日			休業日は、１月１日及び市が別に定める日とする。			
636	63					何らかの事由により休業日等を設定する際は、事前に市と調整を行うこと。			
637	63	(2)	利用時間			火葬場の利用時間は、午前９時から午後５時30分までを原則とする。			
638	63	(4)	火葬件数			供用開始時は、４件／時で火葬を受付し、実施すること。なお、４件／時を上回る火葬需要が発生した場合は、市と協議のうえ、火葬実施体制の見直しを行うこと。（その際の火葬実施体制について、市は、最大６件／時を想定している。）			
		４予約受付業務							
639	63					人体及び人体の一部について、火葬の予約受付及び待合室の利用受付・確認を行うこと。			
640	64					予約は運営･支援システムを用いるほか、利用日においては、電話で施設の予約受付を行うこと。			
641	64					予約情報を活用し、火葬場の運営を円滑に行えるよう、工夫すること。			
642	64					受付に当たっては、不公平、不透明な対応は行わないこと。特に、利用者の受付の順番には注意すること。			
		５利用者受付業務							
643	64					霊柩車や会葬者等の車両の適切な誘導を行い、安全に十分配慮すること。			
644	64					動物の火葬受付は、一般の火葬受付と別に設け、利用者の動線を分離すること。			
645	64					霊柩車等の到着時に、受付での手続を案内すること。			
646	64					利用者から火葬許可証等を受領し、内容を確認すること。			
647	64					利用者から使用料を徴収すること。			
648	64					火葬後、火葬証明のため火葬許可証へ押印することとし、利用者に返却すること。返却場所については、市と協議のうえ定める。			
		６告別業務							
649	64					所要時間は、台車移動等も含め、15分程度を想定している。			
650	64					霊柩車到着後、柩を柩運搬車へ移し、告別室へ移動すること。			
651	64					会葬者を告別室に案内し、告別式の準備を行うこと。			
652	64					告別式終了後、後片付け等を実施すること。			
		７炉前業務							
653	64					会葬者が輻輳しないよう誘導すること。特に火葬が集中する時は、適切に職員を配置すること。			
654	64					告別室から炉前へ柩を移動し、喪主に名前を確認した後、入炉すること。			
655	64					副葬品としてふさわしくないものの確認、除去を行うこと。			
656	64					入炉時及び出炉時等、会葬者の安全に配慮すること。			
657	64					会葬者に収骨予定時間等の説明を行い、待合ロビー又は待合室へ案内すること。			
		８収骨業務							
658	65					会葬者に火葬終了の案内を行い、収骨室へ案内し、収骨の方法を説明すること。			
659	65					喪主に名前を確認した後、焼骨を出炉し、収骨の準備を行うこと。			
660	65					出炉の方法等について、会葬者の安全に配慮すること。			
661	65					収骨トレイへ焼骨の移動等を行う場合は、地域の風習を考慮し、喪主等の立会いのもとで行うこと。			
662	65					収骨後の残滓については、会葬者の同意を得たうえで、適正に処理すること。			
663	65					会葬者に配慮しつつ、収骨時間の短縮化を図ること。			
664	65					収骨終了後、会葬者を収骨室から退室するよう案内すること。			
665	65					会葬者の退室後、収骨室の清掃を行うこと。			
		９火葬炉運転業務							
666	65					選定事業者は火葬炉の取扱説明書、選定事業者が事前に作成した火葬炉運転マニュアルにしたがって火葬を			
667	65					選定事業者は、適切な焼骨の状態になるまで火葬を行うこと。適切な焼骨の状態とは、遺体や副葬品の状態に合わせ、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れるようにすることを示す。なお、副葬品の残滓は選定事業者の判断で除去することなく出炉すること。			
668	65					所要時間は台車移動等も含め、火葬60分、冷却15分程度であるが、火葬炉の状態や職員の配置などに配慮して適切な時間配分とすること。			
669	65					機器故障などが発生しないよう、日頃から点検保守を行うこと。			
670	65					火葬中に機器トラブルが発生した場合にも、原因追跡を行い、安全を最優先したうえで火葬の継続・完了に最大限の努力をしなければならない。			
671	65					火葬炉の運転に当たっては、環境保全に配慮し、排ガス中の有害物質に関して、関係法令等を遵守したうえで、さらに一層の削減に努力すること。			
672	65					炉室業務についても、遺族の心情や遺体の尊厳に配慮しながら炉室業務を行うこと。			
673	65					死産児等を火葬する際は、収骨に配慮し火葬方法を工夫すること。			
		10動物、胞衣等の火葬等業務							
674	65					動物、胞衣等は当日利用時間のみの受付とし、保管のうえ火葬等を行う。			
675	65					動物の焼却は、玄関受付から告別に至るまで、一般の会葬者の動線とは分離すること。			

No	頁	項目等				要求水準書確認事項	応募者		市
							該当様式	確認	確認
676	65					動物については、収骨は行わない。なお、関係者に対しては収骨が行えない旨をあらかじめ了承を得るものとする。			
677	66					胞衣等に関しては、動物炉ではなく火葬炉で火葬を行うこと。			
11待合室関連業務									
678	66					待合室の使用受付、貸出業務を行うこと。			
679	66					利用者が快適な待ち時間を過ごすことができるように、茶葉の用意、給茶用具の貸出しや後片付けなど設備貸与に関する業務を実施すること。			
680	66					地域の風習を考慮し、待合室では、会葬者が飲食できるものとする。その際、ごみは、利用者に持ち帰っていただくこととすること。			
681	66					利用者やその他市が認めた者以外の者に対して、待合室を提供してはならない。			
12物品販売業務									
682	66					自動販売機（事業者提案により売店を設置する場合も含む）の運営に関して、効率的かつ施設の円滑な運営を妨げないよう十分配慮した事業計画を提案すること。			
683	66					定期的に業務実績の客観的報告を行うこと。			
684	66					自動販売機及び販売物の価格は、一般的な市場価格を参考にし、適正な価格設定とすること。			
685	66					売店を設置する場合には、数珠等の葬祭関連品を必ず販売すること。売店を設置しない場合であっても、受付等において販売すること。			
686	66					事業期間中に、自動販売機の台数や売店の数を変更する際及び売店を閉店する際は、市の承諾を得ること。			
13公金収納代行業務									
687	66					受付窓口において、本施設の使用料として、条例により定めた金額を徴収すること。			
688	66					徴収した使用料は、岡崎市予算決算及び会計規則（昭和39年岡崎市規則第４号）及び岡崎市公金収納委託事務取扱要綱等に従った取扱いをするものとし、選定事業者は市が指定する金融機関に払い込むものとする。			
14その他運営上必要な業務									
689	67	(1)	勤務管理			運営業務に適した実施体制及び人員配置を提案すること。また、非常時の運営体制についても提案すること。			
690	67					職員の勤務計画を策定し、業務の監督を行うこと。			
691	67					サービスの質を確保するため、接遇マニュアルを作成するとともに、定期的に職員教育・研修（人権研修を含む）を実施すること。			
692	67					すべての施設運営・業務担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。			
693	67					運営上のミス・トラブルを未然に防ぐための方策を提案すること。			
694	67	(2)	庶務・広報業務			業務に関する電話等への対応、消耗品の補充等、選定事業者の判断において火葬場運営に必要な庶務業務を行うこと。			
695	67					施設の広報及び情報提供のために、ホームページやパンフレット等の施設案内資料を作成し、市民及び利用者等に対し配布やその他の対応を行うこと。			
696	67					外国人利用者を想定し、複数言語（英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語）による施設案内図等の資料を作成し、配布すること。			
697	67					副葬品に関する市民・葬祭業者への啓発を行うこと。			
698	67					急病人への対応に必要なＡＥＤやベッド等の器具を備え、常に使用可能であるよう管理すること。			
699	67					利用者から申請があった場合には、火葬済証明書を発行すること。			
700	67	(3)	各種資料の作成・保管及び閲覧			関係法令において、必要とされている資料を作成すること。また、施設への備え付けが求められている図面、資料等を施設に備え付けること。また、遺族等の請求があったときは、これを閲覧に供すること。市の要求に応じてこれらの資料等を市に提出すること。			
701	67	(4)	モニタリング			市が実施するモニタリングに協力すること。市が要求する資料等については、速やかに市に提出すること。			
702	67					各業務について、セルフモニタリングを実施し、結果に基づき、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。			
703	67					アンケート等により、利用者の意見や要望を聞き取り、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。			
704	68	(5)	大規模震災時の対応	ア	市が被災した場合	大規模災害が発生した場合であって、市が必要と認めたときは、受付時間、利用時間等を延長し、24時間体制で対応できるようにすること。			
705	68					施設に損傷等が生じた場合には、可能な限り早期に復旧を行うものとし、その状況を報告すること。			
706	68			イ	他市町村が被災した場合	大規模災害により、他市町村が被災した場合において、広域災害支援の観点から、市が他市町村民の火葬を行う必要があると認めた場合は、受付時間、利用時間等を延長し、24時間体制で対応できるようにすること。			
707	68	(6)	引き取りを希望しない焼骨			利用者が引き取りを希望しない焼骨については、適切な方法で取り扱うこと。			
708	68	(7)	心づけ受領の禁止			選定事業者及び関係者が、会葬者、葬祭業者等から心づけを受領することはかたく禁じる。心づけは、金銭のみでなく中元歳暮等物品も含む。			
709	68	(8)	個人情報の保護及び秘密の保持			選定事業者は、業務を実施するに当たって知り得た市民等の個人情報を取り扱う場合については、漏えい、滅失、き損の防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。			
710	68					業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。			
第５　既存施設の解体業務要求水準									
２　基本要件									
711	69	(2)	業務期間			平成29年３月までに完了すること。			
712	69	(3)	全体要件			事業者は、解体対象となる施設について、現状を確認のうえ、解体及び撤去を行うこと（参考：「資料10 既存施設参考図」）。			
713	69					解体計画に当たっては、あらかじめ現地にて使用材料等の調査を行って施工計画書及びリサイクル計画書を作成すること。			
714	69					解体に当たっては、会葬者、葬祭業者の利用及び周辺地域への影響に十分配慮すること。			
715	69					解体及び跡地整備によって搬出される廃棄物（市が指示した物品を含む。）は、関係法令等を遵守して適正に処理すること。			
716	69					工事実施に当たっては、新火葬場の運営に支障をきたさないよう、充分配慮するとともに、特に周辺環境の保全には留意すること。			
717	69					厚生労働省労働基準局長通知「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成13年４月25日付け基発第401号）で示した廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱等を参考に、ダイオキシン類の拡散防止に努めること。			
718	69					基礎の撤去はフーチングまでとし、撤去状況を工事記録として残すこと。			
719	69					解体業務の着工前及び業務期間中に提出する書類は、要求水準書第２の10「建設業務」に示す書類のうち解体業務に係るものとし、適切な時期に提出すること。			
720	70					その他、要求水準書第２「施設整備業務要求水準」が示す水準を満たすこと。			
721	70	(4)	完成図書の提出			選定事業者は、市による完成確認に必要な要求水準書第５の２⑷「完成図書の提出」に示す完成図書を提出すること。なお、これら図書を本施設内に保管すること。			
722	70	(5)	その他			既存六地蔵については、現況の位置とすること。解体及び施設整備期間中に破損した場合は、選定事業者の責任において修復等を行うこと。			
723	70					その他、地蔵等の移設については、市と協議のうえ決定する。			

②　提案価格に関する提出書類

様式２

平成　　年　　月　　日

提案価格書

合計	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

事業名：岡崎市火葬場整備運営事業

上記のとおり、「岡崎市火葬場整備運営事業」における募集要項等（募集要項、要求水準書、支払方法説明書、モニタリング・減額方法説明書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案））の各条項を承諾のうえ、応募します。

上記金額に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって上記の事業を実施します。

（宛先）岡崎市長

グループ名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表企業　商号又は名称

所　在　地

代 表 者 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

<代理人の場合>　商号又は名称

所　在　地

代 理 人 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

※ 記載する提案価格は、様式６－７長期収支計画表における本市の支払うサービス購入料の事業期間の合計金額と整合をとること。
※ 金額は、算用数字で表示し、頭書に￥の記号を付記すること。
※ 代理人による応募の場合は、応募者欄及び代理人欄に記載すること。
※ 封筒に封かんし、封筒にグループ名を表記して提出すること。

③　設計図書

様式３

岡崎市火葬場整備運営事業

設計図書

正本※１
グループ名※２

※１　「正本」もしくは「副本○／19」を記載すること。
※２　正本には、グループ名を付すこと。副本には、参加資格審査の結果通知に記載されている登録番号を付すこと。

様式：共通（Ａ３）

様式３－●－●（●／●）

設計図書

〇〇〇〇〇〇【項目名を記載すること】

※　本様式集「３　記載内容」の「様式タイプ」が「共通」のものについて、「記載事項及び留意点」に従い記述すること。

・　用紙サイズはＡ３判横型、横書きとし、規定枚数以内とすること。
・　本文文字の大きさは 10 ポイント以上（図・表は除く）とすること。
・　イメージ図、図面、表等については、指定の枚数以内で適宜付記すること。
・　記述の中で、他の提案様式や図面等を参照する際には、参照先がわかるように様式番号を記載すること。

登録番号	

様式３－７

設計図書

設計概要・面積表

①設計概要

№.	項目	内容等	
1	敷地面積	㎡（既存の斎場施設の敷地を含む）	
2	建築面積（建ぺい率）	㎡（　　％）	
3	延床面積（容積率）	㎡（　　％）	
4	構造		
5	基礎		
6	火葬炉基数	火葬炉　　基（内 超大型炉　　基） 動物炉　　基	
7	待合室	室	
8	告別室	室	
9	収骨室	室	
10	駐車場	普通車	台
		マイクロバス	台
		車椅子使用者用	台
		動物炉利用者用	台
		事業者職員用	台

※　面積、高さ等の数値は図面等で確認できるようにすること。
※　必要に応じて、欄を調節すること。

②面積表

（単位：㎡）

№.	室名	○階面積	○階面積	合計
合計				

備考１　平面図、配置図等と整合すること。
　　２　必要に応じて、欄数又は行数を増やすこと。
　　３　記載する面積は、床面積とし、同種・複数の室（会議室等）は、各階ごとにまとめて記載すること。

登録番号	

様式３－８

設計図書

仕上表

①外部仕上表

	部位	仕上げ	備考
本体施設	屋根		
	外壁		
	開口部		
外構	舗装		
	フェンス		
	門扉		

②内部仕上表

階数	室名	室面積(㎡)	天井高(m)	床	壁	天井	その他
	○○室						

※　必要に応じて、欄数又は枚数を増やすこと。

登録番号	

様式３－９

設計図書

備品等リスト

階数	室名	品名・規格	数量		
			新規	仮設	合計
	○○室	○○			

※　備品等の数量について、新規で調達した備品等及び既存待合棟にある物品等を区別して記載すること。
※　新しい火葬場に設置する備品等は、新たに調達すること。ただし、仮設待合室設置時に新たに調達した備品等については新しい火葬場での使用を可とする。
※　備品等の数量について、新規で調達した備品等及び仮設待合室設置時に新たに調達した備品等を区別して記載すること。
※　必要に応じて、欄数又は行数を増やすこと。

登録番号	

④～⑥　各業務等に関する提案書

様式：共通（Ａ４）

様式●

岡崎市火葬場整備運営事業

○○○○に関する提案書

【○○○○には、各表題（設計・建設業務、維持管理・運営業務又は事業計画）を記載すること】

正本※1
グループ名※2

※１　「正本」もしくは「副本○／19」を記載すること。
※２　正本には、グループ名を付すこと。副本には、参加資格審査の結果通知に記載されている登録番号を付すこと。

様式：共通（Ａ４）

様式●－●（●／●）

〇〇〇〇に関する提案書

【〇〇〇〇には、各表題（設計・建設業務、維持管理・運営業務又は事業計画）を記載すること】

〇〇〇〇〇〇【項目名を記載すること】

※　本様式集「３　記載内容」の「様式タイプ」が「共通」のものについて、「記載事項及び留意点」に従い記述すること。

・　用紙サイズはＡ４判縦型、横書きとし、規定枚数以内とすること。
・　本文文字の大きさは 10 ポイント以上（図・表は除く）とすること。
・　イメージ図、図面、表等については、指定の枚数以内で適宜付記すること。
・　記述の中で、他の提案様式や図面等を参照する際には、参照先がわかるように様式番号を記載すること。

登録番号	

（様式４－14）

施設整備費等見積書

■　費目内訳表　　（単位：円）

費目	平成26年度	平成27年度	平成28年度		合計	算定根拠
			４～５月	６～３月		
1　設計費					0	
2　工事監理費					0	
3　建設工事費	0	0	0	0	0	
①建築工事費					0	
②電気設備工事費					0	
③空調換気設備工事費					0	
④給排水衛生設備工事費					0	
⑤防災設備工事費					0	
⑥昇降機設備工事費					0	
⑦火葬炉設備工事費					0	
⑧備品整備費					0	
⑨受付システム工事					0	
⑩外構工事費					0	
・・・					0	
・・・					0	
4　共通費	0	0	0	0	0	
①共通仮設費					0	
②諸経費					0	
5　その他経費	0	0	0	0	0	
・・・					0	
・・・					0	
A．施設整備費（１＋２＋３＋４＋５）	0	0	0	0	0	
1．直接工事費	0	0	0	0	0	
・・・					0	
・・・					0	
2．その他経費	0	0	0	0	0	
・・・					0	
・・・					0	
B．既存施設の解体費（１＋２）	0	0	0	0	0	
合計（A＋B）	0	0	0	0	0	

■　サービス購入料　　（単位：円）

区分	対象範囲	平成26年度	平成27年度	平成28年度		合計
				４～５月	６～３月	
サービス購入料Ａ（一時金払い）	75%	－	－	0	－	0
サービス購入料Ｂ（うち割賦元本）	－	－	－	0	－	0
サービス購入料Ｃ（一時金払い）	75%	－	－	－	0	0
サービス購入料Ｄ（うち割賦元本）	－	－	－	－	0	0

登録番号	

※　Ａ４判縦型、横書きで作成すること。
※　必要に応じて、項目を追加又は細分化すること。
※　他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。
※　金額は円単位とすること。
※　消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動等についても考慮せず記入すること。
※　サービス購入料の算出方法については、支払方法説明書を参照すること。
※　電子データは、Microsoft Excel（バージョンは2000以降）で、必ず計算式等を残したファイル（本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。）とするよう留意すること。

（様式５-10）

光熱水費等積算書（参考）

（単位：円）

事業年度			H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	H42年度	H43年度	合計
1 想定火葬件数																			
2 水道料金	（円）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 使用量	（㎥）																		0
(2) 基本料金	（円）																		－
(3) 従量料金	（円）																		－
3 電気料金	（円）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 基本料金	（円）																		
(2) 電力量料金	（円）																		－
①使用電力量	（kWh）	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		火葬炉部分																	－
		火葬炉以外																	－
②電力料金単価	（円/kWh）																		－
③燃料費調整額	（円）																		
4 灯油料金	（円）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 使用量	（㎥）	火葬炉部分																	－
		火葬炉以外																	－
(2) 料金単価	（円/㎥）																		－
5 ガス料金	（円）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 使用量	（㎥）	火葬炉部分																	－
		火葬炉以外																	－
(2) 料金単価	（円/㎥）																		－
合計（2+3+4+5）	（円）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

登録番号	

※ Ａ３判横型（Ａ４判に折込み）、横書きで作成すること。
※ 必要に応じて、項目を追加又は細分化すること。
※ 重油等、他の燃料を使用する場合は、適宜、項目を追加して記載すること。
※ 他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。
※ 金額は円単位とすること。
※ 消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動等についても考慮せず記入すること。
※ 費用は、平準化（平均）した額ではなく、提案する内容・工程に合わせ、各年度における事業者の実際の支払予定額を記入すること。
※ 電子データは、Microsoft Excel（バージョンは2000以降）で、必ず計算式等を残したファイル（本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。）とするよう留意すること。

（様式５-11）

維持管理費内訳書

（単位：円）

事業年度			平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	合計	算定根拠
建築物保守管理業務	点検保守費	人件費																		
		人件費以外 ①																		
		②																		
		小計																		
	修繕費	人件費																		
		人件費以外 ①																		
		②																		
		小計																		
	計																			
建築設備保守管理業務	点検保守費	人件費																		
		人件費以外 ①																		
		②																		
		小計																		
	修繕費	人件費																		
		人件費以外 ①																		
		②																		
		小計																		
	計																			
清掃業務	人件費																			
	人件費以外 ①																			
	②																			
	計																			
植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務	人件費																			
	人件費以外 ①																			
	②																			
	計																			
警備業務	人件費																			
	人件費以外 ①																			
	②																			
	計																			
環境衛生管理業務	人件費																			
	人件費以外 ①																			
	②																			
	計																			
火葬炉保守管理業務	点検保守費	人件費																		
		人件費以外 ①																		
		②																		
		小計																		
	長期修繕費	人件費																		
		人件費以外 ①																		
		②																		
		小計																		
	計																			
備品等整備業務	人件費																			
	人件費以外 ①																			
	②																			
	計																			
残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務	人件費																			
	人件費以外 ①																			
	②																			
	計																			
合計																				―

登録番号	

※ Ａ３判横型（Ａ４判に折込み）、横書きで作成すること。
※ 必要に応じて、項目を追加又は細分化すること。
※ 他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。
※ 金額は円単位とすること。
※ 消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動等についても考慮せず記入すること。
※ 費用は、平準化（平均）した額ではなく、提案する内容・工程に合わせ、各年度における事業者の実際の支払い予定額を記入すること。
※ 算定根拠は可能な範囲で具体的に記入すること。なお、別紙を用いて説明する場合、様式は任意とする。
※ 光熱水費は除いて積算し、記入すること。
※ 電子データは、Microsoft Excel（バージョンは2000以降）で、必ず計算式等を残したファイル（本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。）とするよう留意すること。

（様式５-12）

維持管理費内訳書（修繕及び更新費）

■本事業期間

（単位：円）

大項目	中項目	小項目	内容等	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	H42年度	合計
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
建築	外部	例：外壁塗装	例：○年毎に△、○年毎に◇を想定																
	内部																		
	外構																		
設備	電気設備																		
	空気調和設備																		
	給排水設備																		
備品等																			
合計																			

事業期間の修繕費の合計金額		[A]	
施設整備費等見積書		[B]	※様式４－12　「施設整備費等見積書　合計」の金額
[A]／[B]			

■本事業期間終了以降

（単位：円）

大項目	中項目	小項目	内容等	H43年度	H44年度	H45年度	H46年度	H47年度	H48年度	H49年度	H50年度	H51年度	H52年度	H53年度	H54年度	H55年度	H56年度	H57年度	合計
				16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
建築	外部	例：外壁塗装	例：○年毎に△、○年毎に◇を想定																
	内部																		
	外構																		
設備	電気設備																		
	空気調和設備																		
	衛生設備																		
備品等																			
合計																			

登録番号	

※　Ａ３判横型（Ａ４判に折込み）、横書きで作成すること。
※　必要に応じて、項目を追加または細分化すること。
※　他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。
※　金額は円単位とすること。
※　消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動等についても考慮せず記入すること。
※　費用は、平準化（平均）した額ではなく、提案する内容・工程に合わせ、各年度における事業者の実際の支払い予定額を記入すること。
※　「本事業期間終了以降」については、提案するライフサイクルに基づき、適宜、期間を増やすこと。

（様式５-13）

運営費内訳書

（単位：円）

事業年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	合計	算定根拠
予約受付業務	人件費																		
	人件費以外 ①																		
	②																		
	計																		
利用者受付業務	人件費																		
	人件費以外 ①																		
	②																		
	計																		
告別業務	人件費																		
	人件費以外 ①																		
	②																		
	計																		
炉前業務	人件費																		
	人件費以外 ①																		
	②																		
	計																		
収骨業務	人件費																		
	人件費以外 ①																		
	②																		
	計																		
火葬炉運転業務	人件費																		
	人件費以外 ①																		
	②																		
	計																		
動物・骸衣等の火葬等業務	人件費																		
	人件費以外 ①																		
	②																		
	計																		
待合室関連業務	人件費																		
	人件費以外 ①																		
	②																		
	計																		
公金収納代行業務	人件費																		
	人件費以外 ①																		
	②																		
	計																		
合計																			—

登録番号	

※ Ａ３判横型（Ａ４判に折込み）、横書きで作成すること。
※ 必要に応じて、項目を追加又は細分化すること。
※ 他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。
※ 金額は円単位とすること。
※ 消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動等についても考慮せず記入すること。
※ 費用は、平準化（平均）した額ではなく、提案する内容・工程に合わせ、各年度における事業者の実際の支払い予定額を記入すること。
※ 算定根拠は可能な範囲で具体的に記入すること。なお、別紙を用いて説明する場合、様式は任意とする。
※ 電子データは、Microsoft Excel（バージョンは2000以降）で、必ず計算式等を残したファイル（本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。）とするよう留意すること。

（様式６－３）

資金調達計画表

■　ＳＰＣの出資構成

No.	出資者			資本金額（単位：円）	出資比率（単位：%）
	出資者名	役割			
1		代表企業	[　　] 企業		#DIV/0!
2		構成員	[　　] 企業		#DIV/0!
3		構成員	[　　] 企業		#DIV/0!
4		構成員	[　　] 企業		#DIV/0!
5		構成員	[　　] 企業		#DIV/0!
合計				0	#DIV/0!

■　長期借入金

No.	資金調達先	返済方法等		借入金額
1		借入金利		円
		返済期間		
		返済方法		
2		借入金利		円
		返済期間		
		返済方法		
●		借入金利		円
		返済期間		
		返済方法		

■　劣後融資等

No.	資金調達先	返済方法等		借入金額
1		借入金利		円
		返済期間		
		返済方法		
2		借入金利		円
		返済期間		
		返済方法		
●		借入金利		円
		返済期間		
		返済方法		

資金調達金額　　合計	0　　円

登録番号	

※　Ａ４判縦型、横書きで作成すること。

※　必要に応じて、項目を追加又は細分化すること。

※　他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。

※　金額は円単位とすること。

※　電子データは、Microsoft Excel（バージョンは2000以降）で、必ず計算式等を残したファイル（本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。）とするよう留意すること。

※　代表企業の出資比率については、出資者中最大となるようにすること。

※　応募者の構成員は必ず出資者とすること。

※　資金調達先として予定している者からの関心表明書又はそれに類する書類がある場合は、本様式の添付資料として提出すること。なお、様式は任意とする。

（様式６－４）

サービス購入料Ｂの支払計画表

割賦手数料	基準金利	
	スプレッド	
		0.000%

サービス購入料Ｂ（うち割賦元本）	0　　円

・提案書に用いる基準金利は、平成25年７月30日（火）午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）６ヶ月LIBORベース15年物金利スワップレートとすること。
・基準金利及びスプレッドは、小数点以下第３位までとし、小数点以下第４位を切り捨てること。

（単位：円）

支払対象期間	年度	平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	月	6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
	回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
サービス購入料Ｂ	元本部分																
	金利部分																
	小計①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計②	0				0				0				0			

（単位：円）

支払対象期間	年度	平成32年度				平成33年度				平成34年度				平成35年度			
	月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
	回	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
サービス購入料Ｂ	元本部分																
	金利部分																
	小計①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計②	0				0				0				0			

（単位：円）

支払対象期間	年度	平成36年度				平成37年度				平成38年度				平成39年度			
	月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
	回	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
サービス購入料Ｂ	元本部分																
	金利部分																
	小計①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計②	0				0				0				0			

（単位：円）

支払対象期間	年度	平成40年度				平成41年度				平成42年度				平成43年度	合計
	月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～5月	
	回	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	
サービス購入料Ｂ	元本部分														0
	金利部分														0
	小計①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計②	0				0				0				0	0

登録番号	

※ Ａ３判横型（Ａ４判に折込み）、横書きで作成すること。
※ 他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。
※ 金額は円単位とすること。
※ 消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動等についても考慮せず記入すること。
※ 各回の金額については、支払予定額を指定期間の月数で按分し、その回の月数分に合わせた、計61回元利均等となる金額とすること。
※ 電子データは、Microsoft Excel（バージョンは2000以降）で、必ず計算式等を残したファイル（本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。）とするよう留意すること。

（様式６－５）

サービス購入料Ｄの支払計画表

割賦手数料	基準金利	
	スプレッド	
		0.000%

サービス購入料Ｄ（うち割賦元本）	0 円

・提案書に用いる基準金利は、平成25年７月30日（火）午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）６ヶ月LIBORベース15年物金利スワップレートとすること。
・基準金利及びスプレッドは、小数点以下第３位までとし、小数点以下第４位を切り捨てること。

（単位：円）

支払対象期間	年度	平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	月	6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
	回					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
サービス購入料Ｄ	元本部分	－	－	－	－												
	金利部分	－	－	－	－												
	小計①	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計②	－				0				0				0			

（単位：円）

支払対象期間	年度	平成32年度				平成33年度				平成34年度				平成35年度			
	月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
	回	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
サービス購入料Ｄ	元本部分																
	金利部分																
	小計①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計②				0				0				0				0

（単位：円）

支払対象期間	年度	平成36年度				平成37年度				平成38年度				平成39年度			
	月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
	回	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
サービス購入料Ｄ	元本部分																
	金利部分																
	小計①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計②				0				0				0				0

（単位：円）

支払対象期間	年度	平成40年度				平成41年度				平成42年度				平成43年度	合計
	月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～5月	
	回	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
サービス購入料Ｄ	元本部分														0
	金利部分														0
	小計①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計②				0				0				0	0	0

登録番号	

※ Ａ３判横型（Ａ４判に折込み）、横書きで作成すること。
※ 他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。
※ 金額は円単位とすること。
※ 消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動等についても考慮せず記入すること。
※ 各回の金額については、支払予定額を指定期間の月数で按分し、その回の月数分に合わせた計57回の元利均等となる金額とすること。
※ 電子データは、Microsoft Excel（バージョンは2000以降）で、必ず計算式等を残したファイル（本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。）とするよう留意すること。

（様式６－６）

サービス購入料Ｅ・Ｆの支払計画表

■ サービス購入料Ｅ

区分	費目	平成28年度 ６～３月	平成29年度 ～平成42年度	平成43年度 ４～５月	合計	算定根拠
維持管理費	―	円	円/年	円	円	―
その他		円	円/年	円	円	
		円	円/年	円	円	
	小計	0 円	0 円/年	0 円	0 円	
合計		0 円	0 円/年	0 円	0 円	

■ サービス購入料Ｆ

区分	費目	平成28年度 ６～３月	平成29年度 ～平成42年度	平成43年度 ４～５月	合計	算定根拠
運営費	―	円	円/年	円	円	―
その他		円	円/年	円	円	
		円	円/年	円	円	
	小計	0 円	0 円/年	0 円	0 円	
合計		0 円	0 円/年	0 円	0 円	

登録番号	

※ Ａ４判縦型、横書きで作成すること。
※ 必要に応じて、項目を追加又は細分化すること。
※ 他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。
※ 金額は円単位とすること。
※ 消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動等についても考慮せず記入すること。
※ 費用は、月数で按分した額を記入すること。
※ 電子データは、Microsoft Excel（バージョンは2000以降）で、必ず計算式等を残したファイル（本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。）とするよう留意すること。

（様式６－７）

長期収支計画表

■ ＳＰＣの損益計算書

（単位：円）

事　業　年　度	設計・建設期間		維持管理・運営期間																合　計
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	
1 営業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス購入料Ａ	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
サービス購入料Ｂ	－	－																	0
サービス購入料Ｃ	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
サービス購入料Ｄ	－	－																	0
サービス購入料Ｅ	－	－																	0
サービス購入料Ｆ	－	－																	0
物品販売収入費																			
2 営業支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																			0
																			0
																			0
3 営業損益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 営業外収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																			0
																			0
5 営業外支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																			0
																			0
6 営業外損益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 経常損益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 特別損益																			0
9 税引前当期損益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 法人税等																			0
繰越欠損金																			0
課税所得																			0
11 税引後当期損益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■ ＳＰＣのキャッシュフロー表

（単位：円）

事　業　年　度	設計・建設期間		維持管理・運営期間																合　計
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	
Cash-In	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引後当期利益																			0
資本金																			0
																			0
																			0
Cash-Out	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引後当期損失																			0
																			0
																			0
配当前キャッシュフロー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当																			0
配当後キャッシュフロー（各年度）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当後キャッシュフロー（累計）																			－

■ 評価指標

（単位：円）

事　業　年　度	設計・建設期間		維持管理・運営期間															
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度
ＥＩＲＲ																		
配当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ＤＳＣＲ																		
元利返済金																		
元利返済前キャッシュフロー																		
ＬＬＣＲ																		
元利返済前キャッシュフロー（現在価値換算後）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割引率	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000

■ 本市のライフサイクルコスト

（単位：円）

事　業　年　度		設計・建設期間		維持管理・運営期間															合　計
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	
サービス購入料Ａ		－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
サービス購入料Ｂ	元本部分	－	－																	0
	金利部分	－	－																	0
サービス購入料Ｃ		－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
サービス購入料Ｄ	元本部分	－	－																	0
	金利部分	－	－																	0
サービス購入料Ｅ		－	－																	0
サービス購入料Ｆ		－	－																	0
本市の支払うサービス購入料　合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

登録番号	

※ Ａ３判横型（Ａ４判に折込み）、横書きで作成すること。
※ 必要に応じて、項目を追加または細分化すること。項目の削除は不可とする。
※ 他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。
※ 金額は円単位とすること。
※ 消費税及び地方消費税は含めず記載すること。また、物価上昇は考慮しないこと。

※ 繰越欠損金は最長７年間繰り越しができるものとする。
※ 法人税等 ＝ 課税所得 × 実効税率（36.40%） とすること。
※ ＬＬＣＲの算出に用いる割引率は優先ローン借入利率とすること。
※ 電子データは、Microsoft Excel（バージョンは2000以降）で、必ず計算式等を残したファイル（本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。）とするよう留意すること。

様式６－８

事業計画に関する提案書

リスク管理

①リスク管理（方針・体制について）

②リスク管理（潜在的リスクへの対応等）について

【設計・建設期間】

リスクの種類	リスクの具体的な内容	負担者	リスクの予防策	リスク顕在化時の対応策

【維持管理・運営期間】

リスクの種類	リスクの具体的な内容	負担者	リスクの予防策	リスク顕在化時の対応策

※　記入欄が足りない場合は、適宜追加すること。

③本事業に効果的と考えられる保険の付保（募集要項等で求める保険も含む）について

【設計・建設期間】

保険名称			
保険契約者		被保険者	
保険料		保険金額（てん補限度額）	
保険期間		免責金額	
保険内容			
特約条項			

【維持管理・運営期間】

保険名称			
保険契約者		被保険者	
保険料		保険金額（てん補限度額）	
保険期間		免責金額	
保険内容			
特約条項			

※　付保する保険の数に応じて、適宜追加すること。

登録番号	